

消防消第 144 号
消防広第 132 号
消防地第 153 号
令和元年 9 月 17 日

各都道府県消防防災主管部局長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁広域応援室長
消防庁地域防災室長
【 公 印 省 略 】

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律等の
施行について（通知）

令和元年 9 月 18 日付けで航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 38 号。以下「改正法」という。）が一部施行され、また、同日付けで航空法施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第 29 号。以下「改正省令」という。）が全面施行されることにより、下記のとおり無人航空機の飛行ルールが追加されるとともに、アルコール又は薬物の影響下で航空機の操縦を行った場合の罰則が強化されます。

また、同日付けで無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示（令和元年国土交通省告示第 460 号。以下「告示」という。）が全面施行されることにより、下記のとおり一部の空港について無人航空機の飛行禁止空域が拡大されます。

各団体におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたしますとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 無人航空機の飛行ルールの追加について（改正法による改正後の航空法（昭和 27 年法律第 231 号）（以下「新航空法」という。）第 132 条の 2、改正省令による改正後の航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）（以下「新航空法施行規則」という。）第 236 条の 4、第 236 条の 5 関係）

以下の無人航空機の飛行ルールが追加されます。

- (1) アルコール又は薬物の影響下で飛行させないこと
- (2) 次に掲げる事項について、飛行前確認を行うこと

- ・ 当該無人航空機の状況（外部点検及び作動点検を行うこと）
- ・ 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
- ・ 当該飛行に必要な気象情報
- ・ 燃料の搭載量又はバッテリーの残量

(3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、次に掲げる方法により飛行させること

- ・ 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であって、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること
- ・ 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること

イ 当該他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること

ロ イの方法によることができない場合であって、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること

(4) 不要な急降下等他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

2 無人航空機の飛行禁止空域の拡大について（新航空法第 132 条第 1 号、新航空法施行規則第 236 条第 1 号、告示関係）

新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港では、従来の飛行禁止空域に加えて、新たに進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域が飛行禁止空域となります。飛行禁止空域で無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

3 アルコール又は薬物の影響下で航空機の操縦を行った場合の罰則の強化について（新航空法第 70 条、第 148 条の 3 関係）

アルコール又は薬物の影響下で航空機の操縦を行った場合の罰則が「1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」から「3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」に強化されます。

参考資料

- ・別添 1 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 38 号）
- ・別添 2 航空法施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第 29 号）
- ・別添 3 無人航空機の飛行禁止区域等を定める告示（令和元年国土交通省告示第 461 号）

- ・別添4 (ポスター) 国土交通省からのお知らせ～無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて～
- ・別添5 (リーフレット) 国土交通省からのお知らせ～無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて～
- ・別添6 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン
- ・別添7 無人航空機に関するQ&A
- ・別添8 無人航空機に係る規制の運用における解釈について
- ・別添9 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ・別添10 「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について(航空法第70条関係)」の制定に係る対応について(平成31年4月5日消防広第85号消防庁広域応援室長通知)

【問合せ先】

(1、2に関すること)

消防庁消防・救急課 喜多、本田、五十川

電話：03-5253-7522

消防庁地域防災室 石川、岩熊

電話：03-5253-7561

(3に関すること)

消防庁広域応援室 中道、殿谷、大胡

電話：03-5253-7527

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二条関係）	22
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）（第三条関係）	29
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十条関係）	33
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）	34
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）	35
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第十五条関係）	36
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（抄）（附則第十六条関係）	38
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）	41

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計（次項の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるもの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。</p> <p>第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条の二）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第二項に規定する航空事故等をいう。)その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十三条の五 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。ただし、航空運送事業の用に供する航空機又は次条第一項の認定を受けた整備規程(同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。)により整備をする航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

第十四条の二 耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3 第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しよ

第十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

(新設)

の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4| 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5| 第一項の認定を受けた者は、第三項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6| 第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の三 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十七条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 4 (略)

第十七条の二 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし

(新設)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(修理改造検査)

2 4 (略)

(新設)

、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

(予備品証明)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(削る)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)
(又は改造をする場合(第十七条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

(予備品証明)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(発動機等の整備)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)
(又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十七条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により同号の能力について次条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十七条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 認定事業場は、第二項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたと

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 (略)

(新設)

きは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 第一項の認定、第二項の認可及び前項の規定による届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項若しくは第四項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に關する事項、耐空検査員に關する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(アルコール又は薬物)

第七十条 航空機乗組員は、アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

2 航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たつては、前項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。

4 第一項の認定及び第二項の認可に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に關する事項、耐空検査員に關する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(酒精飲料等)

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

(新設)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

(削る)

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更(次に掲げるものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更(次号に掲げるものを除く。)

二 国土交通省令で定める軽微な変更

2 (略)

3 本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定める

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(新設)

2 (新設)

2 (略)

(新設)

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定める

ところにより、あらかじめ、第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

五 日出から日没までの間において飛行させること。

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(搜索、救助等の特例)

ところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(搜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条（第一号から第四号までに係る部分を除く。）の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類

第三百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関

その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第三百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(新設)

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

- 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者
- 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四

（新設）

- 四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四

十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十七条第一項の規定に違反して、同項又は同条第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行ったとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十七条第二項の検査に合格させたとき。

十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行ったとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の三第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式によ

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式によ

る航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第六項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の五第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、

第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

る航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第五項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、

第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第四百四十八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者
 - 二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者
- (削る)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者
- 一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者
- 一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者
- 一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者
- 一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。) 又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者
- 二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者

(新設)

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百四十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者
- 二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者
- 三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者
- 一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者
- 一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者
- 一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者
- 一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。) 又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者
- 二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者

- 三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者
- 三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者
- 三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入った者
- 四 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者
- 五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者
- 五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者
- 五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者
- 七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者
- 八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者
- 九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者
- 十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号

- 三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者
- 三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者
- 三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入った者
- 四 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者
- 五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者
- 五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者
- 五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者
- 五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者
- 七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者
- 八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者
- 九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者
- 十 第九十九条の二第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号

のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第一百三條の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第一百三條の二第三項若しくは第七項、第八條第二項若しくは第一百三十二條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）又は第一百一十條の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第一百三條の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第一百三條の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第一百四條第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

五の二 第一百四條第三項の規定による届出をしないで、又は届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

六 第一百五條第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第一百五條第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第一百五條第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第一百六條第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第一百七條の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第一百七條の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、運航計画を変更したとき。

のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第一百三條の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第一百三條の二第三項若しくは第七項、第八條第二項若しくは第一百三十二條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）又は第一百一十條の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第一百三條の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第一百三條の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第一百四條第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

（新設）

六 第一百五條第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第一百五條第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第一百五條第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第一百六條第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第一百七條の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第一百七條の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、運航計画を変更したとき。

十二 第七條の二第四項又は第七條の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七條の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七條の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九條第三項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第十一條第一項の規定による許可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七條の四 第三十二條の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第五十七條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二條の二第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第三十二條の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

四 第三十二條の二第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者

十二 第七條の二第四項又は第七條の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七條の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七條の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九條第三項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第十一條第一項の規定による許可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(新設)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二條の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

(新設)

三 第三十二條の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者

五 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

二 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(過料)

第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

一 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

二 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

四 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(新設)

(両罰規定)

第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

一 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

二 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(過料)

第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

一 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(新設)

る場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三| 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
(削る)

四| 第六十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第六十一条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一| 第七十条、第七十条の二又は第八十条第一項の規定による申請をしなかつた者

二| 第五十五条第四項又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三| 第六十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

二| 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三| 第六十一条の四(第六十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四| 第六十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一| 第七十条、第七十条の二又は第八十条第一項の規定による申請をしなかつた者

二| 第五十五条第四項又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三| 第六十九条の二第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

改正案	現行
<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。ただし、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品等（航空機の装備品及び部品をいう。以下同じ。）を装備した航空機（当該装備品等に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>	<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条第一項の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

2 耐空証明のある航空機の使用者は、次の各号のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならない。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品等

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

四 その他国土交通省令で定める装備品等

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

(新設)

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を

254 (略)

第十八条 (略)

(削る)

受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

254 (略)

第十七条の二 (略)

(予備品証明)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

2| 国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

3| 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一| 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二| 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三| 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四| 国土交通省令で定める輸入した装備品

4| 予備品証明(前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
 - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
 - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
 - 四 航空機の整備又は改造の能力
 - 五 装備品等の設計及び設計後の検査の能力
 - 六 装備品等の製造及び完成後の検査の能力
 - 七 装備品等の修理又は改造の能力
- 2 〽 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査並びに第十八条第一項及び第三項の承認の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
 - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
 - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
 - 四 航空機の整備又は改造の能力
 - 五 装備品の設計及び設計後の検査の能力
 - 六 装備品の製造及び完成後の検査の能力
 - 七 装備品の修理又は改造の能力
- 2 〽 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
 - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
 - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
 - 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
 - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
 - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
 - 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

（過料）

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

（過料）

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(事故等調査) 第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。）、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、航空機設計者等、鉄道事業者、</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(事故等調査) 第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船</p>

軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査（第三項に規定する特定調査を除く。）を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由

船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由

四 原因

2 (略)

3| 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

4| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

一 事故等調査を終えた場合 当該事故等調査の結果

二 前条第四項の規定により事故等調査の経過について報告及び公表をする場合 当該事故等調査の経過

2 (略)

3| 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勧告をする場合について準用する。

四 原因

2 (略)

(新設)

3| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、前条第一項各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

4 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項(前条第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による勧告をする場合について準用する。

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

(新設)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号) (抄) (附則第十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三(当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条並びに第三百三十二条の二の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十六条第二項各号のいずれかに該当する装備品等を用いてするものを除く。</u>）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限） 第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。</u>）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>	<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>

6
5
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

6
5
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいづれかを行うことをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十条（逮捕及び監禁）、第二百三十四条（威力業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいづれかを行うことをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十条（逮捕及び監禁）、第二百三十四条（威力業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、同法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は同法第三百三十四条の三第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重量質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、第五十六条において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は第九十九条の二第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重量質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4

(略)

4

(略)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四条の三の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四条の四 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>	<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四条の二の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四条の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>

○国土交通省令第二十九号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第二項及び第五項、第四百四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十二条第一号、第三百三十二条の二第二号及び第三号、第三百三十四条の三、第三百三十七条第一項及び第二項、第三百三十七条の二並びに第三百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 航空機の運航(第百三十三条―第百九条の二)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>第九章 無人航空機(第百三十六条―第百三十六条の十)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の実施に関する事項等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号に掲げる事項のうち業務に用いる施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更</p> <p>二 第一項第三号に掲げる事項のうち業務の実施に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更</p> <p>4 法第二十条第四項の規定により業務規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)</p> <p>三 実施日</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 航空機の運航(第百三十三条―第百九条の四)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>第九章 無人航空機(第百三十六条―第百三十六条の八)</p> <p>第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の実施に関する事項及び業務規程の認可の申請)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(出発前の確認)

第六十四条の十五 法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報(以下「航空情報」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(削る)

(出発前の確認)

第六十四条の十五 法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条の規定により国土交通大臣が提供する情報(以下「航空情報」という。)

四〇六 (略)

2 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の三 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第九十九条の二第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場(自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。)の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球(玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機(無人航空機を除く。次条において同じ。)を第一号の空域で飛行させること。

(削る)

- 五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。
- 六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
- 七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。
- 2 法第九十九条の二第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名、住所及び連絡場所
- 二 当該行為を行う目的
- 三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
- 四 その他参考となる事項

第二百九条の四 法第九十九条の二第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 ロケット、花火、ロッキーンその他の物件を法第九十九条の二第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。
- イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
- ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
- ニ イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

(運航規程及び整備規程の認可申請等)

第二百十三条 (略)

2|| 法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

一 機体並びに装備品、部品及び救急用具(次条において「装備品等」という。)の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更

二 前号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更(第四項各号に掲げるものを除く。)

3|| 法第百四条第三項の規定により運航規程又は整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事前届出書又は整備規程変更事前届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 実施予定日

4|| 法第百四条第一項第二号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 運航又は整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。

五 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可申請)

第二百十三条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の運航規程又は整備規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更
- 5II 法第百四条第四項の規定により運航規程又は整備規程の軽微な変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事後届出書又は整備規程変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
 - 三 実施日

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条 法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 運航規程</p> <p>イ〜へ (略)</p> <p>ト 離陸し、又は着陸することがができる最低の気象状態</p>	<p>(略)</p> <p>使用が予想される全ての空港等について、航空機の型式、当該空港等の特性、航空保安施設の状態並びに操縦者の知識及び経験に適応して定められていること。</p>
<p>チ〜ル (略)</p> <p>ヲ 装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

(新設)

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条 法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 運航規程</p> <p>イ〜へ (略)</p> <p>ト 離陸し、又は着陸することがができる最低の気象状態</p>	<p>(略)</p> <p>使用が予想されるすべての空港等について、航空機の型式、当該空港等の特性、航空保安施設の状態並びに操縦者の知識及び経験に適応して定められていること。</p>
<p>チ〜ル (略)</p> <p>ヲ 装備品、部品及び救急用具（以下「装備品等」という。）が正常でない場合における航空機の運用許容基準</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

ワッヨ 二 整備規程 イッリ (略)	(略)
--------------------------	-----

準 ワッヨ 二 整備規程 イッリ (略)	(略)
-------------------------------	-----

(飛行の禁止空域)

第二百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

二 前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

三 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場(自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。)の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

四 前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

(飛行の方法)

第二百三十六条の四 法第百三十二条の二第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 当該無人航空機の状態

第二百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

(新設)

一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

二 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

三 前二号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

(新設)

- 二 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
 - 三 当該飛行に必要な気象情報
 - 四 燃料の搭載量又はバッテリーの残量
- 2 無人航空機を飛行させる者は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、当該無人航空機の外部点検及び作動点検を行わなければならない。

第二百三十六条の五 法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。
- 二 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。
- イ 当該他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。
- ロ イの方法によることができない場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

（削る）

第二百三十六条の六 法第百三十二条の二第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

（新設）

（飛行の方法）

第二百三十六条の四 法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の七 第九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六条の八 法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

五 八 (略)

(捜索又は救助のための特例)

第二百三十六条の九 (略)

第二百三十六条の十 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第二百三十九条の二 法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項

第二百三十六条の五 第九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六条の六 法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 法第百三十二条の二各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由

五 八 (略)

(捜索又は救助のための特例)

第二百三十六条の七 (略)

第二百三十六条の八 (略)

(新設)

の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号の空域で飛行させること。

五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。

六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

2 法第三十四条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所及び連絡場所
- 二 当該行為を行う目的
- 三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
- 四 その他参考となる事項

第二百三十九条の三 法第三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。

（新設）

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ニ イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 凧を第一号の空域に掲げること。

四 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。

五 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

第二百三十九条の四 法第百三十四条の三第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 無人航空機に向かつて火花を打ち上げ、又は石、ガラス瓶、金属片その他無人航空機を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射すること。

二 無人航空機の飛行を妨害するおそれのある電波を発射すること。

三 無人航空機の遠隔操作又は自動操縦を妨げること。

（OCRに用いる申請書等）

（新設）

（OCRに用いる申請書等）

第二百三十九条の五 (略)

2・3 (略)

(OCR申請書等による申請等に係る手数料の納付方法)

第二百三十九条の六 OCR申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書(第三十一号様式)に貼つて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 六の三 (略)

六の四 法第二十条第四項の規定による届出の受理

七 三十五 (略)

三十六 削除

(削る)

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ ト (略)

リ 法第四十条第三項の規定による届出の受理

リ 法第四十条第四項の規定による届出の受理

又 ケ (略)

三十七の二 四十一 (略)

四十二 法第三十四条の三第一項ただし書の規定による許可

四十三 法第三十四条の三第二項の規定による通報の受理

第二百三十九条の二 (略)

2・3 (略)

(OCR申請書等による申請等に係る手数料の納付方法)

第二百三十九条の三 OCR申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書(第三十一号様式)にはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 六の三 (略)

(新設)

七 三十五 (略)

三十六 法第九十九条の二第一項ただし書の規定による許可

三十七 法第九十九条の二第二項の規定による通報の受理

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ ト (略)

(新設)

(新設)

リ ケ (略)

三十七の二 四十一 (略)

四十二及び四十三 削除

四十四～六十五 (略)

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一 (略)

二 法第二十条第六項の規定による権限

三～五 (略)

六 法第九十九条第一項の規定による権限(第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。)

七 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十七号及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限(法第三百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。)、同項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。)並びに同項第四十三号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

四十四～六十五 (略)

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一 (略)

二 法第二十条第五項の規定による権限

三～五 (略)

六 法第九十九条の規定による権限(第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。)

七 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限(無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。)、同項第二十五号の権限(航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の権限(航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。)、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。)、同項第三十六号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。)、同項第三十六号の二、第三十七号才及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限(法第三百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。)並びに同項第四十一号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の四まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の</p>	<p>当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の</p>	<p>当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

<p>三〇七 (略)</p>	<p>用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。)、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限(法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。)、同項第四十号の三の権限、同項第四十二号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)並びに同項第六十四号の権限</p>	<p>(略)</p>
----------------	--	------------

<p>三〇七 (略)</p>	<p>用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。)、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十二号の権限(管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。)、同項第三十六号の権限(管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。)、同項第四十号の権限、同項第四十号の二の権限(法第百三十二条第二号の空域における飛行に係るものに限る。)並びに同項第四十号の三及び第六十四号の権限</p>	<p>(略)</p>
----------------	--	------------

八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十二号の

当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする
空港事務所長

八 第二百四十条第一項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行お

当該許可、届出又は通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする
空港事務所長

<p>権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号の権限</p>	
<p>九〇十一（略）</p>	<p>（略）</p>

第二百四十二条の二 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一〇十（略）

十一 法第九十九条第一項の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

二〇三（略）

（申請等の経由）

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

<p>申請等</p>	<p>空港事務所長又は空港出張所長</p>
<p>一・二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条</p>	<p>当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所</p>

<p>うとする者に係るものに限る。） 、同項第三十六号の二の権限並びに同項第四十号の二の権限（法第三百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）</p>	
<p>九〇十一（略）</p>	<p>（略）</p>

第二百四十二条の二 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

一〇十（略）

十一 法第九十九条の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

二〇三（略）

（申請等の経由）

第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

<p>申請等</p>	<p>空港事務所長又は空港出張所長</p>
<p>一・二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 法第七十九条、法第八十一条、法第八十二条の二、法第八十九条、法第九十条、法第九十一条</p>	<p>当該申請等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長又は当該場所</p>

九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第三十四条の三第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第三十二条及び法第三十四条の三第二項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)

九十一条第一項、法第九十二条第一項及び法第九十九条の二第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	の最寄りの空港出張所長
四・五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第九十九条の二第二項及び法第三十二条の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4 (略)

（表）

（略）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(8) (略)

(9) 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(10) 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

（立入検査の拒否等の罪）

第158条 (略)

（表）

（略）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

（立入検査の拒否等の罪）

第158条 (略)

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)

Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under any of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its components, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, operation, design, manufacturing, maintenance or alteration of unmanned aircraft or air transport agency business.

(i)~(viii) (略)

(ix) Any person who operates, designs, manufactures, maintains or alternates unmanned aircraft

(x) Any person who operates air transport agency business

(2) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, have a right to order his/her officials to enter offices, factories or any other business premises, aerodromes, any places where air navigation facilities are installed, any places where construction work on an aerodrome or air navigation facility is performed, any places where aircrafts or unmanned aircrafts are parked, or any a

(裏)

Extract of Civil Aeronautics Act (Courtesy Translation)

Article 134 (Collection of Reports and On-Site Inspections)

(1) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, request any person who falls under any of the following categories to submit reports on design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its components, training of airmen or determination of knowledge and capability of airman, aviation medical examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, or air transport agency business

(i)~(viii) (略)

(新設)

(ix) Any person who operates air transport agency business

(2) The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, when he/she deems it necessary to secure enforcement of this Act, have a right to order his/her officials to enter offices, factories or any other business premises, aerodromes, any places where air navigation facilities are installed, any places where construction work on an aerodrome or air navigation facility is performed, any places where aircrafts are parked, or any aircraft, which belong

ircraft, which belong to any person listed in each item of the preceding paragraph, and inspect aircraft, air navigation facilities, unmanned aircrafts, ledgers, documents, or any other objects, or interrogate any person concerned.

(3)・(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

(略)

(略)

・第31号様式 (第239条の6 関係) (日本産業規格 A 4)

(略)

to any person listed in each item of the preceding paragraph, and inspect aircraft, air navigation facilities, ledgers, documents, or any other objects, or interrogate any person concerned.

(3)・(4) (略)

Article 158 (Offences of Refusal etc. of On-Site Inspection)

(略)

(略)

・第31号様式 (第239条の3 関係) (日本産業規格 A 4)

(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十号様式による検査員の証票は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第三十号様式による検査員の証票とみなす。

2 旧規則第三十一号様式による納付書については、新規則第三十一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国土交通省告示第四百六十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条第一号及び第三号、第二百三十九条の二第一項第一号ロ並びに第二百三十九条の三第一項第一号ロの規定に基づき、無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示を次のように定める。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示

（航空法施行規則第二百三十六条第一号の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域）

第一条 航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条第一号の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表のとおりとする。

空港等	空 域
新千歳空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面の上空の空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域

<p>成田国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>東京国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>中部国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>関西国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>

大阪国際空 港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域
福岡空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域
那覇空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域

(規則第二百三十六条第三号の国土交通大臣が告示で定める空域)

第二条 規則第二百三十六条第三号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	三沢飛行場
空域	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第一図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた三沢飛行場の標点（北緯四十度四十二分十一秒、東経百四十一度二十二分六秒（標高三十六メートル）を含む水平面（以下「A平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「B平面」という。）</p> <p>(2) 第一図のうち、三沢飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径四千メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「C平面」という。）</p> <p>(3) 第一図のうち、B平面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びA平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、A平面の長辺</p>

	<p>を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がB平面又はA平面の外側上方へ七分の一であるものうち、B平面の斜辺を含むものと当該斜辺に接するA平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハワ）、これらの平面とC平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びB平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はA平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分</p>
<p>木更津飛行場</p>	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた木更津飛行場の標点（北緯三十五度二十三分五十四秒、東経百三十九度五十分三十五秒（標高三メートル））を含む水平面（以下「D平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「E平面」という。）</p> <p>(2) 第二図のうち、木更津飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む</p>

	<p>岩国飛行場</p>
<p>水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「F平面」という。）</p> <p>(3) 第二図のうち、E平面の斜辺（イホ'及びニチ並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びD平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、D平面の長辺を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がE平面又はD平面の外側上方へ七分の一であるものうち、E平面の斜辺を含むものと同該斜辺に接するD平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハヲ）、これらの平面とF平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びE平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はD平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分</p>	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた岩国飛行場の標点（北緯三十四度八分四十二秒、東経百三十二度十四分四十九秒（標高三メートル））を含む水平面（以下「G平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配</p>

を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「H平面」という。）

(2) 第三図のうち、岩国飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千五百メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「I平面」という。）

(3) 第三図のうち、H平面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びG平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、G平面の長辺を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がH平面又はG平面の外側上方へ七分の一であるものうち、H平面の斜辺を含むものと同該斜辺に接するG平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハヲ）、これらの平面とI平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びH平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はG平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

（規則第二百三十九条の二第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域）

第三条 規則第二百三十九条の二第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	空域
三沢飛行場	第二条の表三沢飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域
木更津飛行場	第二条の表木更津飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域

(規則第二百三十九条の三第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域)
第四条 規則第二百三十九条の三第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	空域
-----	----

附 則

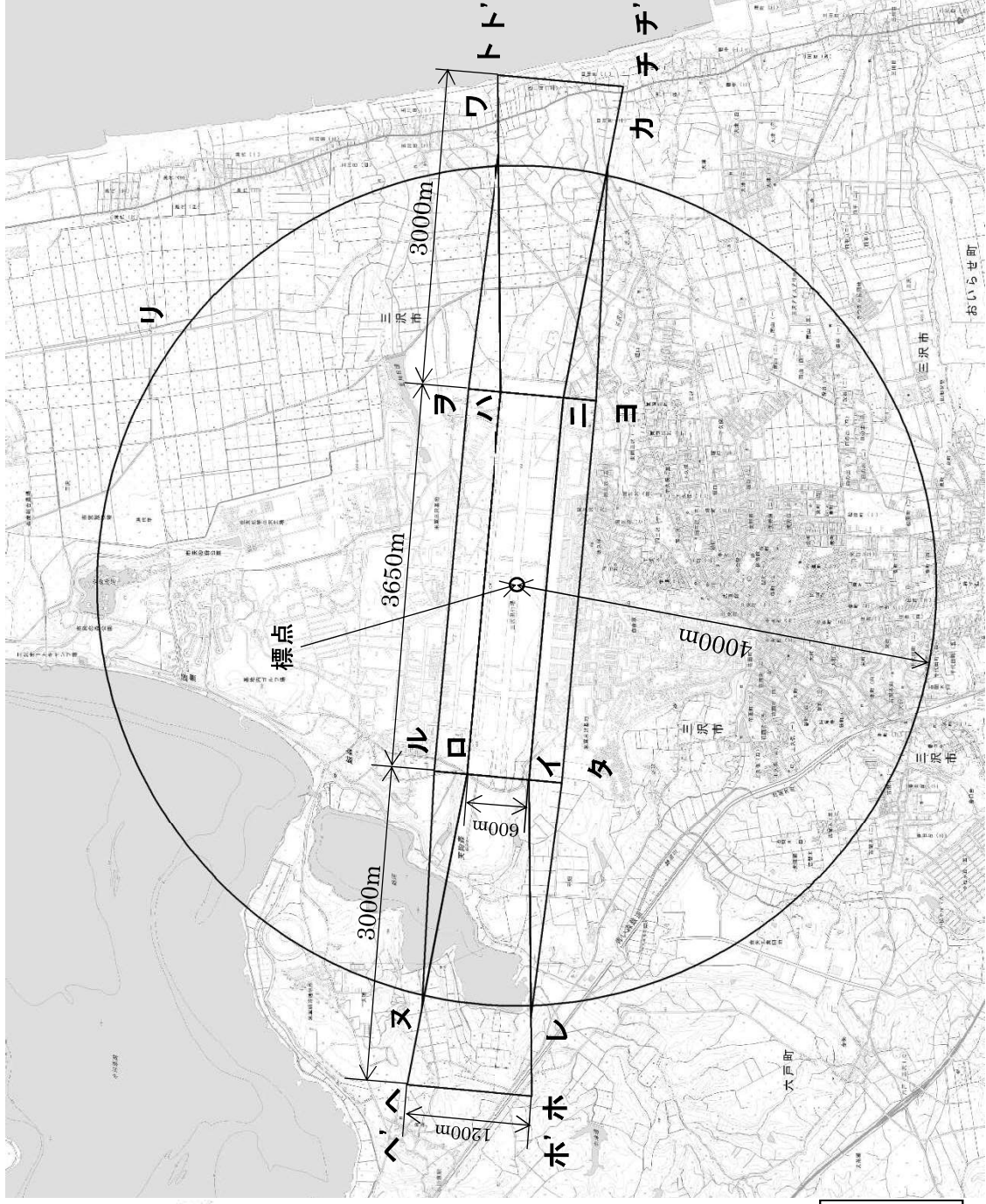
(施行期日)

第一条 この告示は、令和元年九月十八日から施行する。

(航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二百三十
六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示の廃止)

第二条 航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二
百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示(平成二
十八年国土交通省告示第千四百四号)は、廃止する。

第一図 三沢飛行場周辺空域



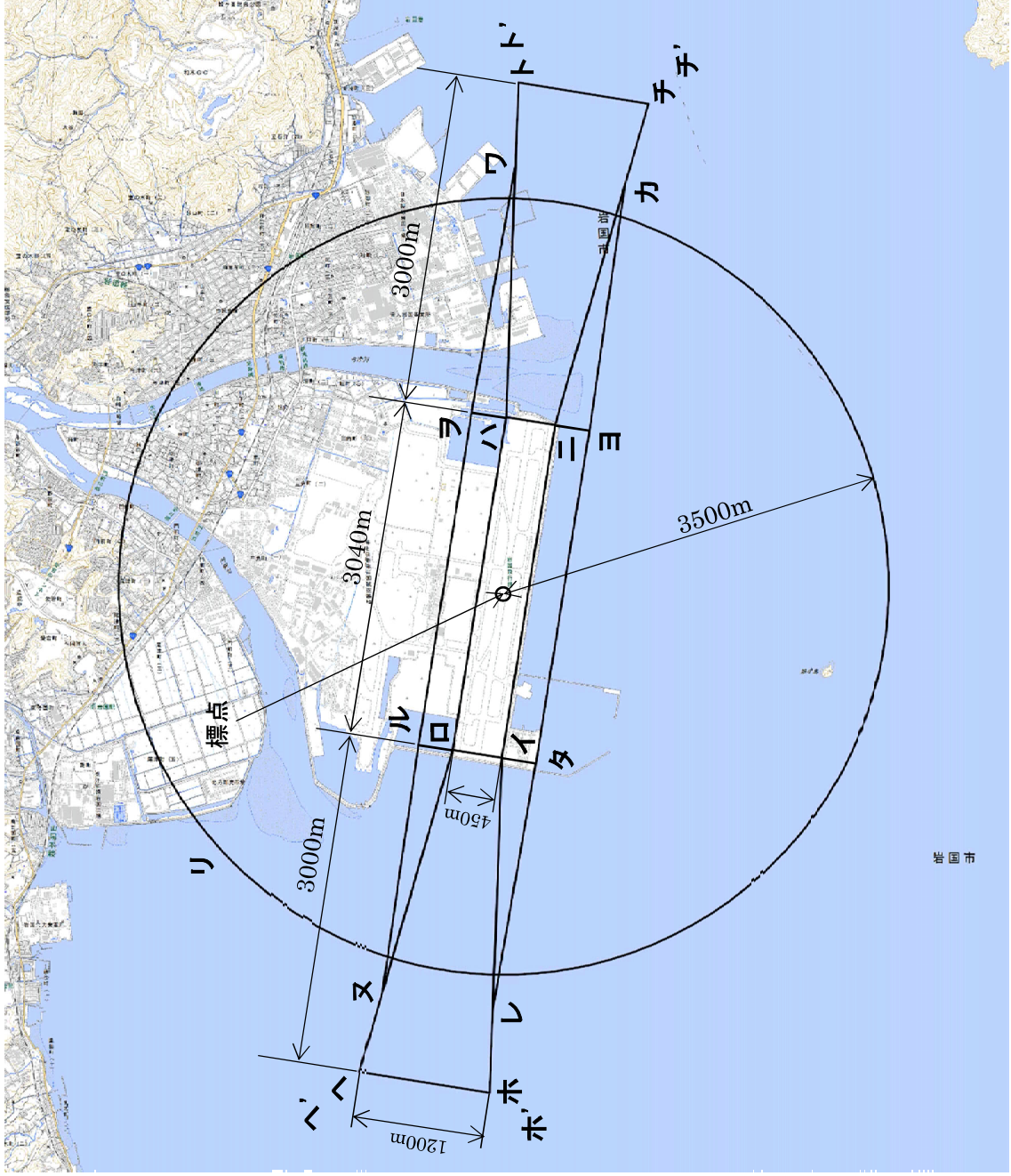
この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。

第二図 木更津飛行場周辺空域



この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。

第三図 岩国飛行場周辺空域



この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。

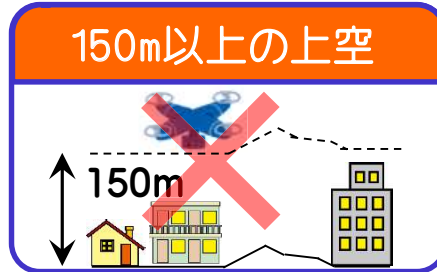
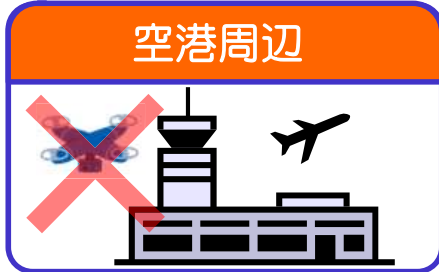
国土交通省からののお知らせ

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

★飛行禁止区域

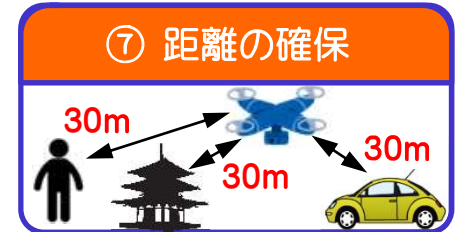
次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。所定の手続きを行ってください。



★その他の留意事項

- 小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。

(小型無人機等飛行禁止法) <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>



- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。
- 航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 <https://www.mlit.go.jp/koku/koku.tk10.000003.html>



【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail：hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいてのものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>



E-mail：kanshi-pub@ml.soumu.go.jp

★ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能)について

- ドローン等の無人航空機の運航者が飛行日時・経路・高度等の飛行計画情報を登録することで、他の無人航空機の運航者や航空機の運航者と情報共有できるオンラインサービスを開始しました。
- 次のサイトへアクセスの上、ご活用ください。

<https://www.fiss.mlit.go.jp/>



★その他の留意事項

- 小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。
(小型無人機等飛行禁止法)
<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>
- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。



【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいてるものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>

E-mail : kanshi-pub@ml.soumu.go.jp



【問い合わせ先】

無人航空機ヘルプデスク 03-4588-6457
(受付時間 平日午前9時から午後5時まで)

E-mail : hqt-jcab.muji@mlit.go.jp

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局 HP

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

をご参照下さい。



※詳細は を検索！

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行に向けて！

ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域 ※飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。

<p>空港周辺</p>	<p>150m以上の上空</p>	<p>人家の密集地域</p>
-------------	------------------	----------------

※裏ページをご参照ください。

★飛行の方法 ※⑤～⑩の方法によらずに飛行(例:夜間飛行、目視外飛行等)させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

<p>① 飲酒時の飛行禁止</p>	<p>② 飛行前確認</p>	<p>③ 衝突予防</p>	<p>④ 危険な飛行禁止</p>
<p>⑤ 日中(※1)での飛行</p> <p>※1: 日出から日没</p>	<p>⑥ 目視(※2)の範囲内</p> <p>※2: 直接肉眼</p>	<p>⑦ 距離の保持(※3)</p> <p>30m 30m 30m</p> <p>※3: 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車等)との間に30m以上の距離を保つことが必要です。</p>	
<p>⑧ 催し場所での飛行禁止</p> <p>イベント会場</p>	<p>⑨ 危険物輸送の禁止</p> <p>毒物類 火薬類 引火性液体 凶器 など</p>	<p>⑩ 物件投下の禁止</p>	

★ 航空法の対象となる「無人航空機」とは

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（※）です。

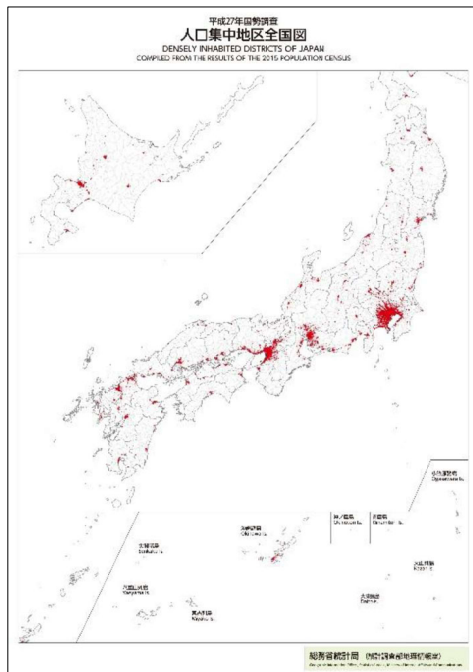
（※） 200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除きます。

（例）ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター

★ 人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区（DID）となります。人口集中地区の詳細については、「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通省 航空局HPを通じてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



★ 許可・承認の申請について

航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10日（土日祝日等を除く。）まで（※）に、国土交通省へ申請が必要**です。

- 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の余裕をもって申請してください。
- 詳しくは、航空局HPに掲載している「3. 許可承認手続き」をご確認ください。

★ 許可・承認の申請について（続き）

1. 申請書

国土交通省 航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要な事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

（記載事項の例）

- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
- ・ 無人航空機の製造者、名称、重量
- ・ 無人航空機の機能及び性能
- ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
- ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**オンライン申請**又は**郵送、持参**が可能です。

- ※ 持参の場合、受付時間は、09:00 ~ 17:00 となっていますのでご注意ください。
- ※ 詳細は、航空局HPでご確認ください。

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、高さ150m以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご確認ください。

(2) 上記以外の許可・承認の申請

○ 飛行させようとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合
→ 東京航空局 E-mail: cab-emujin-daihyo@milt.go.jp

○ 飛行させようとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合
→ 大阪航空局 E-mail: cab-wmujin-daihyo@milt.go.jp

※ 飛行させようとする場所に両局の管轄区域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する地方航空局へ提出してください。
※ 詳しくは以下に問い合わせ願います。

令和元年8月23日

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の 安全な飛行のためのガイドライン

国土交通省 航空局

近年、遠隔操作や自動操縦により飛行し写真撮影等を行うことができる無人航空機が開発され、趣味やビジネスを目的とした利用者が急増しています。新たな産業創出の機会の増加や生活の質の向上が図られることは歓迎すべきことです。

一方、このような無人航空機が飛行することで、人が乗っている航空機の安全が損なわれることや、地上の人や建物・車両などに危害が及ぶことは、あってはならないことはもちろんです。

このため、航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）及び航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第38号）により、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められました。無人航空機の利用者の皆様は、同法及び関係法令を遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけてください。

また、無人航空機を飛行させる者は、航空法や関係法令を遵守することはもちろんですが、使用する無人航空機の機能及び性能を十分に理解し、飛行の方法及び場所に応じて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証し、必要に応じてさらなる安全上の措置を講じるよう、無人航空機の飛行の安全に万全を期すことが必要です。

1. 航空法における無人航空機とは

（1）無人航空機とは

- 「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」と定義されており、いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当します。

（例）



(ドローン (マルチコプター)) (ラジコン機) (農薬散布用ヘリコプター)

- ただし、マルチコプターやラジコン機等であっても、重量 (機体本体の重量とバッテリーの重量の合計) 200 グラム未満のものは、無人航空機ではなく「模型航空機」に分類されます。
- また、航空機から改造されたもの等、無人機であっても航空機に近い構造、性能・能力を有している場合、航空法上の航空機に該当する可能性があります。そのような場合には個別にご相談ください。

(2) 模型航空機とは

- ゴム動力模型機、重量 (機体本体の重量とバッテリーの重量の合計) 200 グラム未満のマルチコプター・ラジコン機等は航空法上「模型航空機」として扱われ、無人航空機の飛行に関するルールは適用されず、空港周辺や一定の高度以上の飛行について国土交通大臣の許可等を必要とする規定 (第 99 条の 2) のみが適用されます。

2. 無人航空機の飛行ルールに関する航空法の規定

航空法において、次のとおり、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールが定められております。これらのルールに違反した場合には、50 万円以下の罰金 (飲酒時の飛行は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金) が課されることがありますので、法令を遵守しながら安全に飛行させましょう。

また、基本的なルールの詳細については、国土交通省ホームページ「無人航空機 (ドローン・ラジコン機等) の飛行ルール」 (http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html) でも情報提供を行っていますので、ご活用ください。

国土交通大臣の飛行の許可・承認を受ける必要がある場合には、上記ホームページから申請書をダウンロードして、飛行させる 10 日前 (土日祝日等を除く。)までに、地方航空局又は各空港事務所に申請書を提出しましょう。

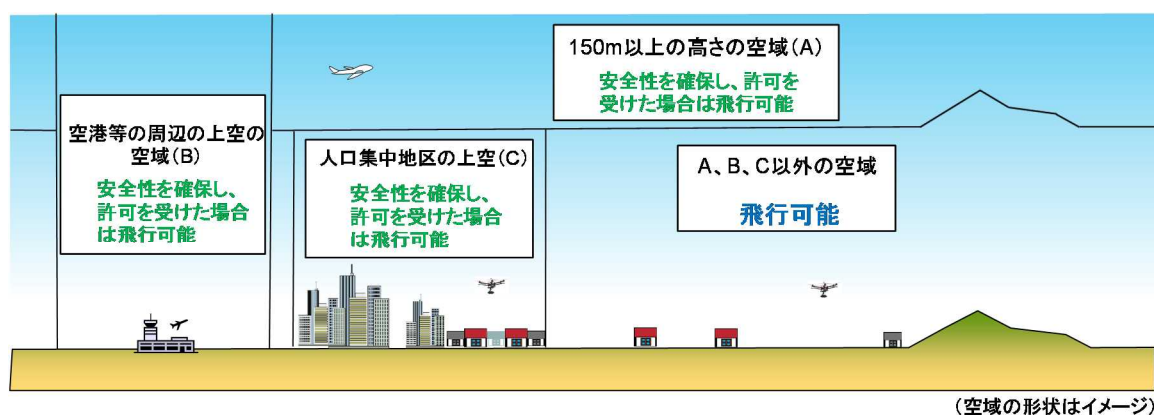
なお、屋内や網等で四方・上部が囲まれた空間については、これらのルールは適用されません。

(1) 飛行の禁止空域

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域として、以下の空域で無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。

これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。(※屋内で飛行させる場合は不要です。)

なお、自身の私有地であっても、以下の(A)～(C)の空域に該当する場合には、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

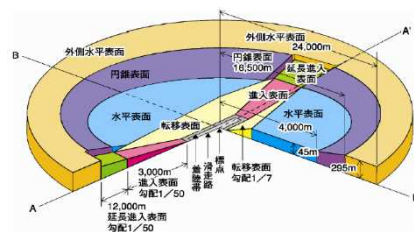
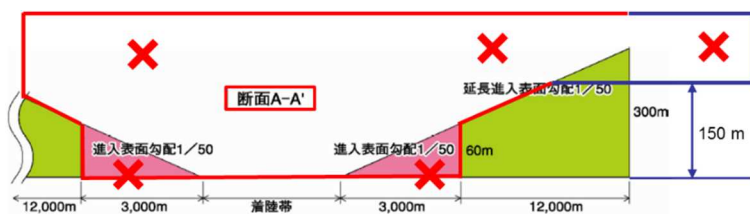


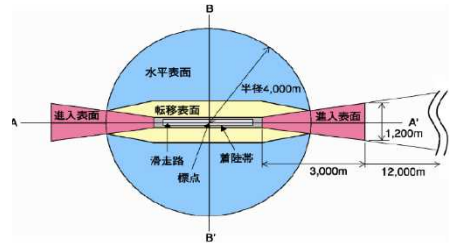
(A) 地表又は水面から 150m 以上 の高さの空域

(B) 空港周辺の空域

① 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港

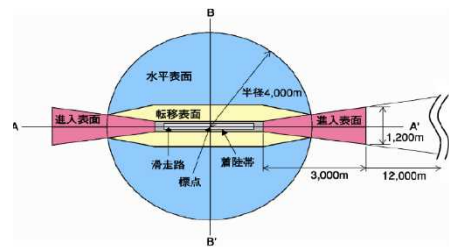
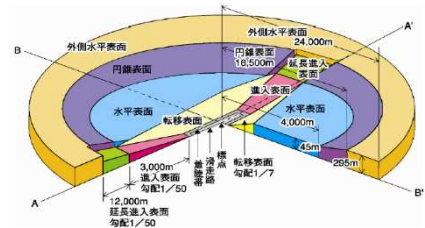
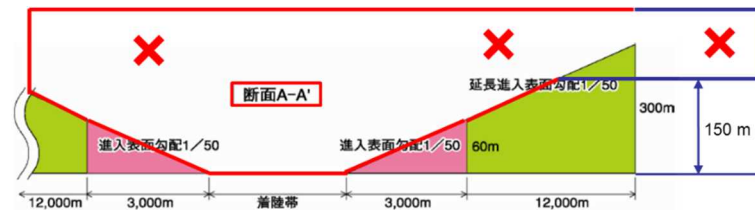
空港の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域





② その他空港やヘリポート等

その他空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域



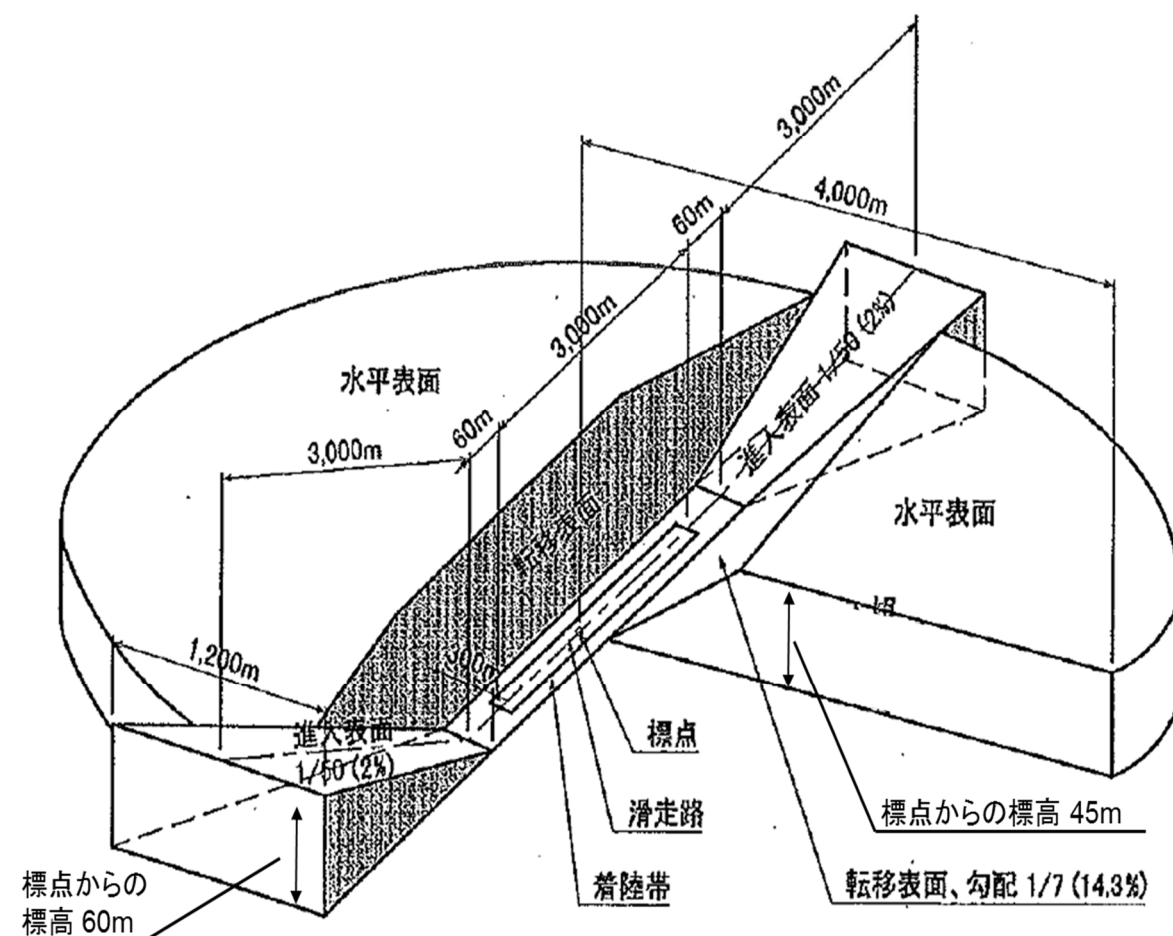
(i) 全ての空港やヘリポート等における進入表面等の例

全ての空港やヘリポート等において、空港等から概ね 6km 以内の範囲で以下の進入表面、転移表面及び水平表面が設定されています。

(※) 詳細は、航空局ホームページで確認できますが、飛行させようとする場所が区域内にある場合又は区域の境界付近にある場合には、各空港等管理者にお問い合わせください。

全ての空港における進入表面等の例

滑走路長3000mで精密進入の空港の場合



(ii) 東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港における進入表面等の例

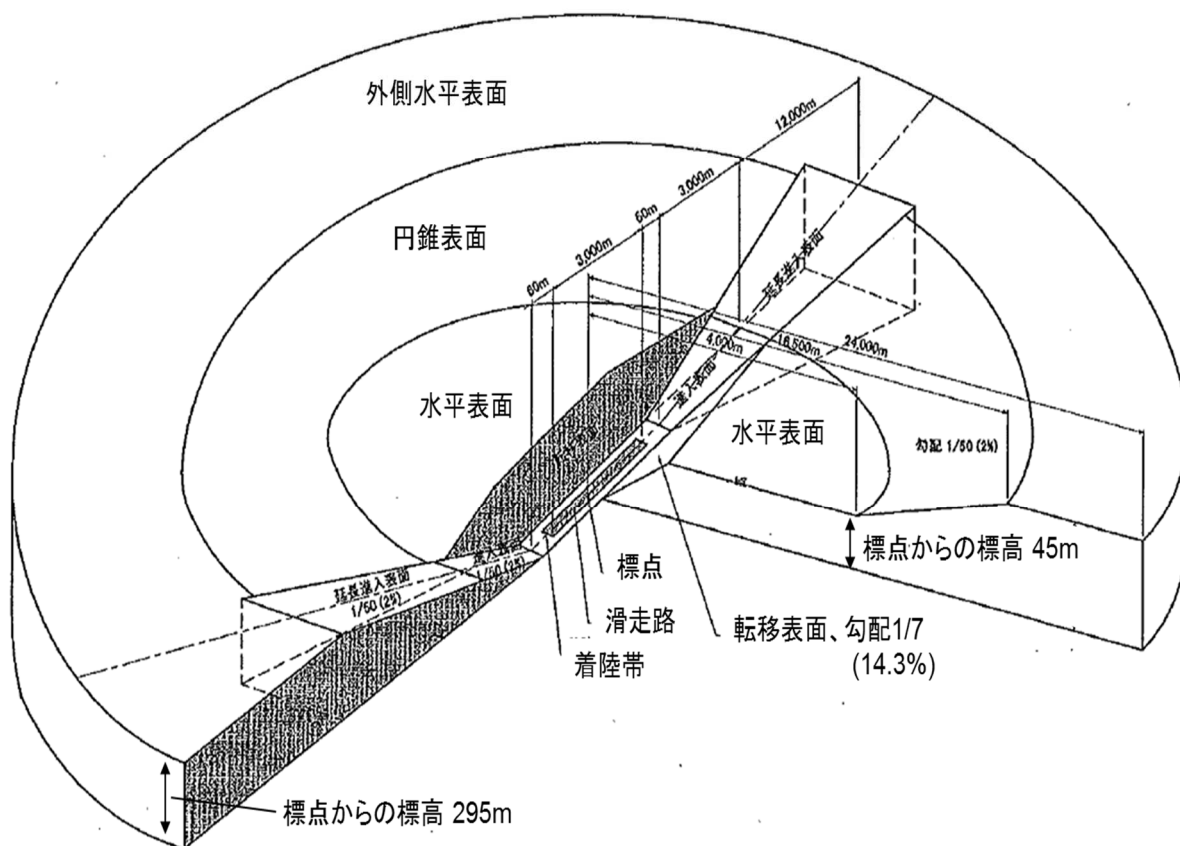
東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港(※)においては、(i)の表面(進入表面、転移表面及び水平表面)に加え、空港から24km以内の範囲で延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面が設定されています。

(※) 政令空港：釧路、函館、仙台、大阪国際、松山、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

(※) 詳細は、航空局ホームページで確認できますが、飛行させようとする場所が区域内にある場合又は区域の境界付近にある場合には、各空港等管理者にお問い合わせください。

東京・成田・中部・関西国際空港及び政令空港における進入表面等の例

滑走路長3000mで精密進入の空港の場合



(C) 人口集中地区の上空

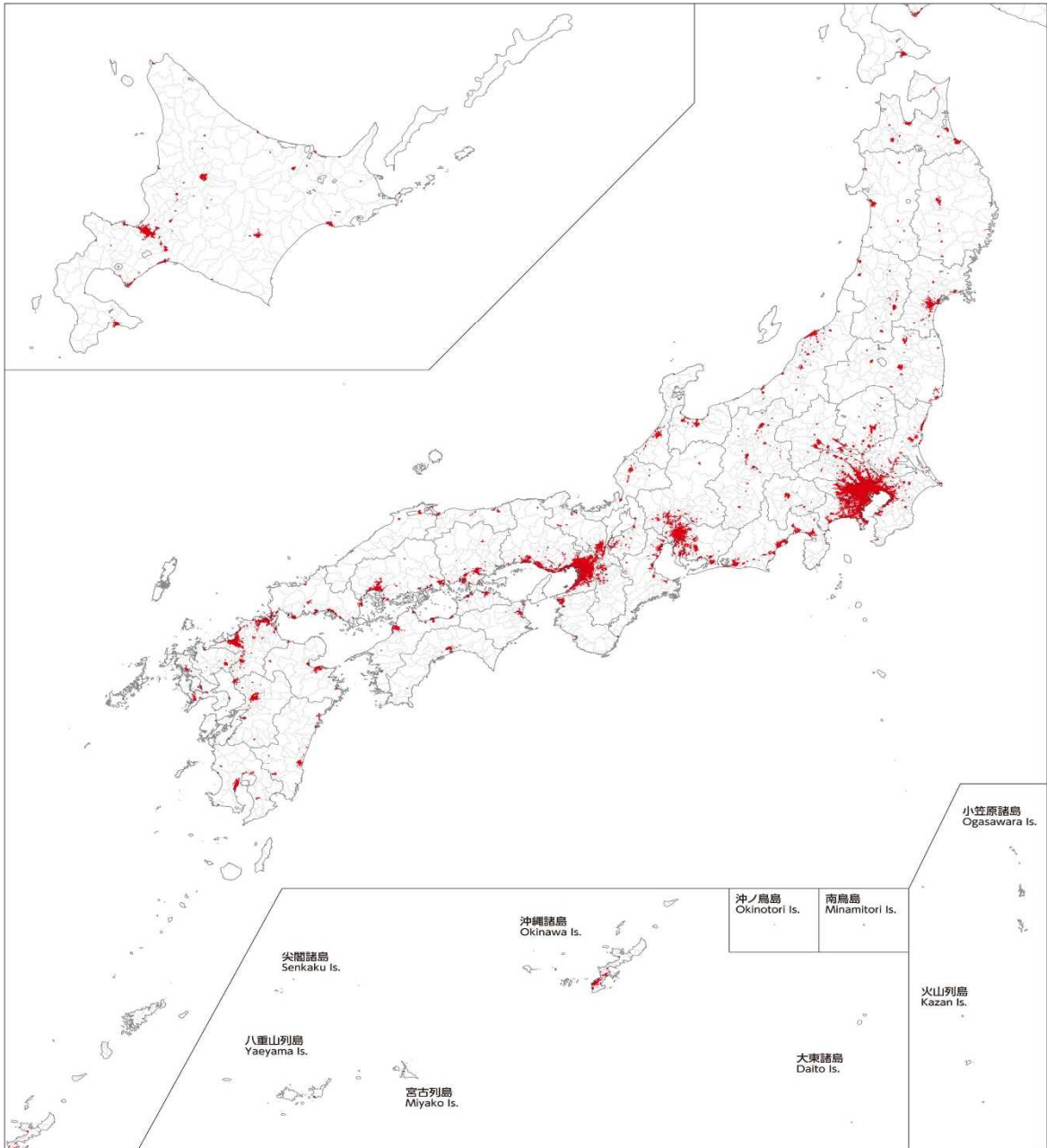
平成27年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空

※ 貴方が飛行させたい場所が人口集中地区に該当するか否かは、以下の航空局HPを通じて御確認頂けます。

(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

参考

平成27年国勢調査
人口集中地区全国図
DENSELY INHABITED DISTRICTS OF JAPAN
COMPILED FROM THE RESULTS OF THE 2015 POPULATION CENSUS



総務省統計局 (統計調査部地理情報室)
Geographic Information Office, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

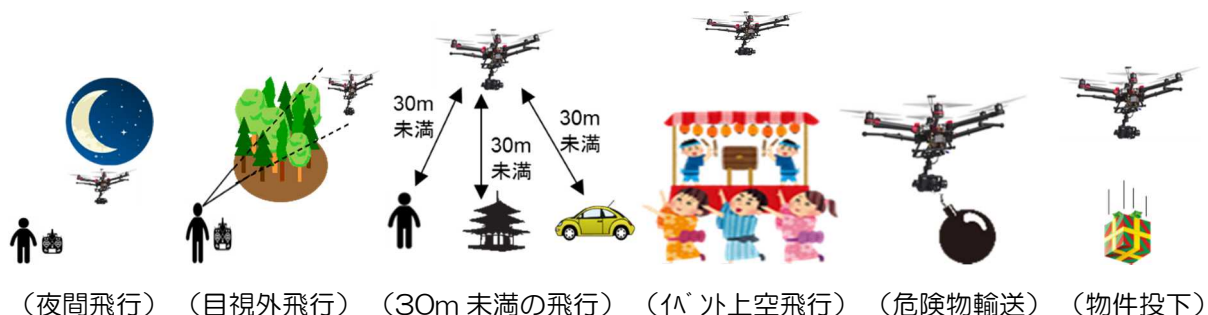
(2) 飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要です。

- ① アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと
- ② 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること
- ③ 航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること
- ④ 不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること（目視外飛行の例：FPV（First Person's View）、モニター監視）
- ⑦ 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離（30m）を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと

⑤～⑩のルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

<承認が必要となる飛行の方法>



3. 注意事項

無人航空機を安全に飛行させるためには、航空法を遵守することはもちろんですが、周囲の状況などに応じて、さらに安全への配慮が求められます。具体的には、以下の事項にも注意して飛行させましょう。

(1) 飛行させる場所

- 空港等の周辺では、飛行禁止空域が詳細に設定されています。誤って急上昇させるなどにより飛行の禁止空域に飛行させることがないように、原則として空港等の周辺では無人航空機を飛行させないてください。

※ 飛行させる場合には、可能な限り飛行高度が表示される機体を使いましょう。

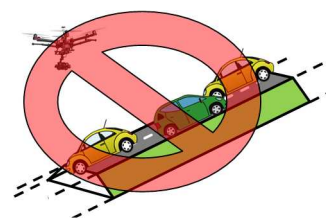
- 空港等以外の場所でも、ヘリコプターなどの離着陸が行われる可能性があります。航行中の航空機に衝突する可能性のあるようなところでは、無人航空機を飛行させないてください。



- 操縦ミスなどで無人航空機が落下した際に、下に第三者がいれば大きな危害を及ぼすおそれがあります。第三者の上空では飛行させないてください。学校、病院等の不特定多数の人が集まる場所の上空では飛行させないてください。

- 高速道路や新幹線等に、万が一無人航空機が落下したりすると、交通に重大な影響が及び、非常に危険な事態に陥ることも想定されます。それらの上空及びその周辺では無人航空機を飛行させないてください。

- 鉄道車両や自動車等は、トンネル等目視の範囲外から突然高速で現れることがあります。そのため、それらの速度と方向も予期して、常に必要な距離(30m)を保てるよう飛行させてください。



- 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設の付近ならびに多数の人がWi-Fiなどの電波を発する電子機器を同時に利用する場所では、電波障害等により操縦不能になることが懸念されるため、十分な距離を保って無人航空機を飛行させてください。

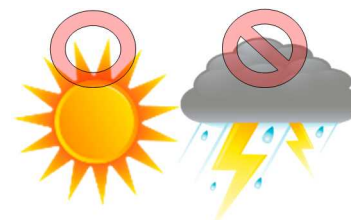
(2) 飛行させる際には

- アルコール等を摂取した状態では、正常な操縦ができなくなるおそれがありますので、無人航空機を飛行させないてください。



- 無人航空機は風の影響等を受けやすいことから、飛行前には、

- 安全に飛行できる気象状態であるか
- 機体に損傷や故障はないか
- バッテリーの充電や燃料は十分か




など、安全な飛行ができる状態であるか確認するようにしましょう。

- 周辺に障害物のない十分な空間を確保して飛行させるよう心がけましょう。特に無人航空機の飛行速度が出ている際には、法令で定められている距離（30m）以上に余裕を持った距離を人や物件から取りましょう。
- 飛行させる場所に多数の人が集まることが判明した場合には、無人航空機が落下した際に第三者に危害を及ぼすおそれがありますので、無人航空機を飛行させないてください。
- 航空機との接近又は衝突を回避するため、航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させないてください。
- 他の無人航空機との接近又は衝突を回避するため、他の無人航空機を確認した場合には、安全な間隔を確保して飛行させてください。また、衝突のおそれがある場合には地上に降下させてください。
- 国土交通省から、災害等による被災地周辺での捜索救難機の安全を確保するための飛行自粛等の要請があった際には、無人航空機の不要不急の飛行は控えてください。
- 無人航空機の種類にもよりますが、補助者に周囲の監視等してもらいながら飛行させることは、安全確保の上で有効です。

- 無人航空機の飛行を行う関係者であることを周囲の人にわかりやすく伝えるために、操縦者及び補助者は無人航空機の関係者であることが容易に分かるような服装（ベストの着用等）としましょう。

(3) 常日頃から

- 無人航空機を安全に飛行させることができるよう、メーカーの取扱説明書に従って、定期的に機体の点検・整備を実施し、早めの部品交換など万全の状態を心がけましょう。
- 
- 飛行中、突風等により操縦が困難になること、又は予期せぬ機体故障等が発生する場合があります。このため、不測の事態を想定した操縦練習を行うなど、日頃から技量保持に努めましょう。
 - 安全に留意して無人航空機を飛行させても、不測の事態等により人の身体や財産に損害を与えてしまう可能性があります。このような事態に備え、保険に加入しておくことを推奨します。
 - 無人航空機が墜落した場合、地上の人又は物件に被害を与えるだけでなく、火災を引き起こす可能性があります。火災発生時の初期消火への備えとして、無人航空機に搭載する燃料や電池の種類、火災の種別等に応じた消火器等を準備・携行するなど、緊急時には、操縦者と補助者が適切に対処できる体制を構築してください。また、墜落した場合には、被害の軽減に努めるとともに、必要に応じ警察・消防等の関係機関に連絡してください。

<初期消火方法の例>

推進系統の種類	発動機の場合			電動の場合	
	アルコール	ガソリン	リチウムイオン電池	リチウムイオン電池	ガソリン（発電機用）
初期消火方法の例	小型&中型（最大離陸重量：25kg未満） 耐アルコール用消火器又は粉末（ABC）消火器（消火薬剤量3kg以上のもの） 大型（最大離陸重量：25kg以上） 耐アルコール用消火器	粉末（ABC）消火器（消火薬剤量3kg以上のもの）	大量の水 ※1	大量の水 ※1	粉末（ABC）消火器（消火薬剤量3kg以上のもの）

※1 電池から火花が飛び散っている時は近寄らず、火花が収まってから、初期消火に努めること。また、火災に伴い破裂するおそれがあるため、近づく際には注意し、消火者以外は近づかないこと。

(4) 無人航空機による事故等の情報提供

- 万が一、無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失若しくは航空機との衝突又は接近事案が発生した場合には、国土交通省（空港事務所）へ情報提供をお願いします。なお、安全に関する情報は、今後の無人航空機に関する制度の検討を行う上で参考となるものであることから、航空法等法令違反の有無にかかわらず、報告をお願いします。
- また、情報提供の方法は、「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)に掲載しておりますのでご活用ください。

(5) その他関係法令の遵守等

- 河川（ダムやその貯水池を含みます。）において、無人航空機を飛行させようとする場合、許可申請が必要な場合や、河川管理者や周辺自治体が河川利用のルールを定めている場合があるので、事前に飛行可能な区域か確認をお願いします。詳細は、河川管理者までお問い合わせ（※）ください。
※国土交通省の管理する河川の問い合わせ先は以下のページをご参照ください。
国土交通省ホームページ「日本の川」
http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/index.html
- 電波を利用して無人航空機を飛行させる場合、電波法を遵守することが求められます。詳しくは、総務省のホームページ（<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/index.htm>）をご覧ください。
- 自治体が、条例等に基づき、その管理する公園等の上空におけるドローンの飛行を禁止していることがあるとともに、口頭や文書交付等の行政指導により飛行の中止を求めることがあります。また、重要文化財を含む神社仏閣等の管理者が、敷地上空での無人航空機の飛行を禁止する看板を掲示している場合もあります。土地の所有者等が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示等を行っている場合には、その土地の上空では無人航空機を飛行させないようにしましょう。（第三者の所有する土地の上空で無人航空機を飛行させる場合、所有権の侵害とされる可能性があります）
- 無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット上で公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」(総務省)に従って、第三者のプライバシー等に注意しましょう。
- 無人航空機により他人の身体や財産に危害を加えることは、処罰の対象になる可能性があります。

○航空機や他の無人航空機との相互間の安全確保のために

- 国土交通省では、航空機や他の無人航空機との相互間の安全確保のため、「飛行情報共有システム」(ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能))のオンラインサービスを無料で提供しています。
- 「飛行情報共有システム」を活用することで、次の情報が確認できます。
 - ・ 飛行計画場所付近での航空機や他の無人航空機の飛行予定
 - ・ 無人航空機と同じ空域を飛行する航空機の位置情報(※)や離着陸場所
 - ・ 自治体が条例等に基づき飛行を禁止している場所 など※無人航空機運航者は自らの飛行計画を登録すれば、そのエリアに近接する航空機(ドクターヘリ)の飛行位置情報の把握、確認が可能となります。
- さらに、飛行計画を事前に「飛行情報共有システム」へ登録することで、自らの飛行計画の管理に加え、他の無人航空機運航者や航空機の運航者への情報提供となり、相互間の安全確保につながりますので、積極的に飛行情報共有システムに飛行計画を入力しましょう。



※オンラインサービスは、タブレットやスマートフォンからも利用できます。
※サービスの詳細や具体的な操作方法については、以下のURL または 2次元コードからシステムトップページに掲載されている「ご利用案内」を参照してください。 (<https://www.fiss.mlit.go.jp/>)



←タブレット・スマートフォンの方はこちらからもアクセスできます。

○事業として無人航空機を飛行させる方へ～

- 映像の撮影など事業において無人航空機を飛行させる場合、反復継続して飛行させると考えられること等から、事業者としての責任を持って安全な運用をより一層心がけることが必要です。
- 事業として無人航空機を飛行させる以上、技量の向上や使用する無人航空機の信頼性の確保を図ることも、より強く求められます。
- 映像の撮影などの発注業務の内容によっては、飛行の安全を確保することが難しいことも考えられますが、そのような場合は安全上難しいことを依頼者

に伝え、理解を得ることも重要です。

- 無人航空機を利用して事業を展開しようとする企業等が団体をつくり、情報交換やガイドラインの策定、操縦や安全の教育訓練・認証等に取り組んでいます。このような団体を通じ、無人航空機を利用した事業の安全管理体制の構築に必要な情報の入手等を図っていくことも有効です。

○趣味で無人航空機を飛行させる方へ～

- 趣味での飛行であっても、法令を遵守し安全に飛ばすことは大前提です。ルールを守って楽しみましょう。
- 趣味でラジコン機を楽しむ方が参加する団体において、無人航空機の飛行に有益な情報を交換したり、飛行させる場所の確保や保険の加入などの便宜を図ったりしています。このような活動は、無人航空機の安全な飛行にも有効です。

○保護者の方へ～

- 子供が無人航空機を飛行させる場合であっても、法令を遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させるよう心がける必要があります。
- 保護者の方がルールや注意事項を子供に理解させ、子供に付き添って飛行させるなどの配慮が必要です。

無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関するQ&A

国土交通省 航空局

目 次

○飛行ルールの内容	- 7 -
【「無人航空機」の定義について】	- 7 -
Q1-1 航空法上の「無人航空機」とはどのようなものを指すのでしょうか。	- 7 -
Q1-2 従来の「ラジコン」も「無人航空機」に含まれますか。	- 7 -
Q1-3 地上とワイヤー等でつながれているような無人機も「無人航空機」に含まれますか。	- 7 -
Q1-4 ゴム動力飛行機や重量 200g 未満のラジコン、マルチコプターは、自由に規制無く飛行させることができるのでしょうか。	- 7 -
Q1-5 構造上人が乗ることができるような大きな機体のものも、「無人航空機」に該当しますか。	- 7 -
【飛行の許可等が必要な場合について】	- 8 -
Q2-1 無人航空機を飛行させる場合は必ず許可・承認を取る必要があるのでしょうか。	- 8 -
<飛行禁止空域について>	- 9 -
Q3-1 飛行させるにあたって許可が必要な場所は、どのような場所でしょうか。	- 9 -
【航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域】	- 9 -
Q4-1 進入表面、転移表面等が設定されている空港等とはどこになるのでしょうか。	- 9 -
Q4-2 空港等周辺で飛行させたいのですが、飛行させる範囲が進入表面、転移表面等にあたるかわかりません。許可申請は必要でしょうか。	- 9 -
Q4-3 空港等の敷地とは、どのような場所でしょうか。	- 10 -
【人家密集地域の上空】	- 10 -
Q5-1 飛行させるにあたって許可が必要な「人又は家屋の密集している地域の上空」とはどのような空域でしょうか。	- 10 -
Q5-2 飛行させようとしている場所が人口集中地区かわかりません。どのように確認すればよいでしょうか。	- 10 -
Q5-3 人口集中地区の中の人がいらないような河川敷（農地、私有地）で飛行させる場合も許	

可は必要ですか。	- 10 -
Q5-4 人口集中地区であって、屋内で飛行させる場合も許可は必要ですか。	- 10 -
Q5-5 ゴルフ練習場のようにネットで囲われたようなところで飛行させる場合も許可が必要ですか。	- 10 -
Q5-6 施行規則第 236 条の 2 において「地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く」とありますが具体的にはどのような区域でしょうか。	- 11 -
Q5-7 航空法に従って飛行すれば、第三者が所有する土地の上空を飛行してもよいのでしょうか。	- 11 -

<飛行の方法について>..... - 12 -

【アルコール等の影響により正常な飛行ができないおそれがある間の飛行禁止について】..... - 12 -

Q6-1 法第 132 条の 2 第 1 号において「アルコール又は薬物」とは具体的にどこまでが含まれるのでしょうか。	- 12 -
---	--------

【飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行について】..... - 12 -

Q7-1 飛行に必要な準備が整っていることをどのように確認するのでしょうか。	- 12 -
--	--------

【航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行について】..... - 13 -

Q8-1 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するために、どのような方法をとるのでしょうか。	- 13 -
---	--------

【他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止について】..... - 13 -

Q9-1 他人に迷惑を及ぼすような方法とは、具体的にはどのような方法でしょうか。	- 13 -
--	--------

【日中における飛行について】..... - 13 -

Q10-1 法第 132 条の 2 第 5 号において「日出から日没までの間」とはどのような時間帯でしょうか。	- 13 -
---	--------

【目視による常時監視について】..... - 14 -

Q11-1 法第 132 条の 2 第 6 号において「目視により常時監視」とは双眼鏡による監視や補助者による監視でもよいのでしょうか。	- 14 -
--	--------

【人又は物件との距離について】..... - 14 -

Q12-1 法第 132 条の 2 第 7 号において「人又は物件」とありますが、関係者や飛行させ	
---	--

る者が管理する物件も含まれるのでしょうか。	- 14 -
Q1 2-2 「物件」とありますが、どのようなものが「物件」にあたるのでしょうか。	- 15 -
Q1 2-3 「国土交通省令で定める距離」とは何 m でしょうか。	- 15 -
【催し上空における飛行について】	- 16 -
Q1 3-1 「催しが行われている場所上空」の飛行が原則禁止されているとのことですが、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。	- 16 -
Q1 3-2 「催しが行われている」時間はどのように判断すればよいのでしょうか。	- 16 -
【危険物の輸送禁止について】	- 17 -
Q1 4-1 無人航空機による輸送が禁止されている物件とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。	- 17 -
Q1 4-2 無人航空機による輸送が禁止されない「無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件」とはどのようなものでしょうか。	- 17 -
【物件投下の禁止について】	- 17 -
Q1 5-1 無人航空機から物件を投下することが禁止されていない場合（法第 132 条の 2 第 10 号の「国土交通省令で定める場合」とは、具体的にはどのような場合でしょうか。	- 17 -
Q1 5-2 水や農薬等の液体や霧状のものの散布も物件投下に該当するのでしょうか。	- 17 -
Q1 5-3 無人航空機を使って計測機器を設置する（置く）場合も物件投下に該当しますか。	- 17 -
【捜索、救助のための特例について】	- 18 -
Q1 6-1 飛行禁止空域や飛行の方法に関する航空法の規定が適用されない無人航空機の飛行とは、どのような飛行ですか。	- 18 -
Q1 6-2 国・地方公共団体にかかわらない事業者独自の自主的災害対応は含まれないのでしょうか。	- 18 -
Q1 6-3 災害時の被害状況の調査は、「捜索・救助のために行う無人航空機の飛行」に該当しますか。	- 18 -
【罰則について】	- 18 -
Q1 7-1 飛行の空域や飛行方法に違反した場合、どのような罰則が科せられますか。	- 18 -
Q1 7-2 法人の管理する飛行させる者が航空法に違反した場合、法人も罰せられますか。	- 19 -
Q1 7-3 「公共の場所」とはどのような場所を指すのか。	- 19 -

○許可・承認の手続き - 19 -

【申請方法について】 - 19 -

- Q18-1 申請場所はどこになるのでしょうか。 - 19 -
- Q18-2 許可や承認の申請は郵送でも可能でしょうか。 - 19 -
- Q18-3 許可や承認の申請はインターネットやメールでも可能でしょうか。 - 20 -
- Q18-4 申請書の記載例はないのでしょうか。 - 20 -
- Q18-5 申請書は航空局ホームページ掲載のものしか認められないのでしょうか。 - 20 -
- Q18-6 飛行させる日のどのくらい前までに申請すればよいのでしょうか。 - 20 -
- Q18-7 目視外飛行と夜間飛行の申請を同時にしたいのですが、それぞれ別の申請が必要でしょうか。 - 20 -
- Q18-8 申請書の提出先が異なる法第132条第1号の許可（空港事務所関係）とその他の許可・承認（地方航空局関係）にかかる飛行を同時に行う場合は、どちらが提出先となるのでしょうか。 - 21 -
- Q18-9 地方航空局の管轄地域を教えてください。 - 21 -
- Q18-10 飛行させる場所に両局の管轄地域が含まれている場合、どちらに申請すれば良いのですか？ - 21 -
- Q18-11 同じ場所を何度も飛行させるのですが都度申請が必要でしょうか。また、同じ飛行形態で複数の場所を飛行させるのですが、その都度申請が必要でしょうか。 - 21 -
- Q18-12 無人航空機の飛行の委託を行っている企業（委託元）やラジコンクラブ等が飛行させる者をまとめて申請することは可能でしょうか。 - 22 -

【申請書記載事項について】 - 22 -

- Q19-1 企業等が申請する場合、氏名及び住所（連絡先）の欄には誰の氏名等を記入すればよいのでしょうか。 - 22 -
- Q19-2 自作機の場合のように製造番号がない場合は「製造番号等」には何を書けばよいのでしょうか。 - 22 -
- Q19-3 飛行を予定していた当日に急に天気が悪くなってしまうことも想定されるため飛行の日時に幅を持たせて申請をしたいのですが。どのように申請すればよいのでしょうか。 - 22 -
- Q19-4 飛行経路が特定されない場合、「特定の場所や条件でのみ飛行させる場合は、その場所や条件を記載すること」とありますが、具体的にはどのような記載をすればよいのでしょうか。 - 23 -
- Q19-5 飛行場所の緯度経度（世界測地系で秒単位）はどのようにして知ることができるのでしょうか。 - 23 -
- Q19-6 飛行の海拔高度はどのようにして知ることができるのでしょうか。 - 23 -
- Q19-7 「団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類を添付すること」とありますが、「団体等」とは企業が認証するものも含まれますか。 - 23 -
- Q19-8 「団体等による講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証を証

する書類を添付すること」とありますが、「団体等」とは企業が認証するものも含まれますか。	- 24 -
Q19-9 許可等の変更申請を行う場合、添付書類等は省略可能でしょうか。	- 24 -
【許可等の手続きについて】	- 24 -
Q20-1 許可・承認書が発行されるまでどのくらいかかるのでしょうか。	- 24 -
Q20-2 許可等の条件にはどのようなものが付されるのでしょうか。	- 24 -
Q20-3 許可等を行った場合には、航空局ホームページに飛行の概要等が公表されることとなっていますが、業務上支障があるため許可等の内容を非公表としてほしい場合、どのように申請すればよいのでしょうか。	- 25 -
【許可等に係る基本的な基準について】	- 25 -
Q21-1 「鋭利な突起物のない構造」であることとありますが、プロペラやアンテナ等は含まれますか。	- 25 -
Q21-2 「無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等」とありますが、「表示等」には形状も含まれるのでしょうか。	- 25 -
Q21-3 無人航空機の操縦訓練を行いたいのですが、飛行させる者は10時間の飛行経歴を有していません。申請は可能でしょうか。	- 26 -
【飛行形態に応じた追加基準について】	- 26 -
Q22-1 「ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、無人航空機を飛行させる体制等とあわせて総合的に判断し、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。」とありますが具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。	- 26 -
Q22-2 地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行の場合、「空域を管轄する関係機関から当該飛行について了解を得ること。」とありますが、「関係機関」とは具体的にどこになるのでしょうか。	- 26 -
Q22-3 機体について「プロペラガード」や「バッテリーの並列化」等の基準が設けられていますが、機体の種類によっては装着することができない機体もあると思いますが申請できないのでしょうか。	- 27 -
Q22-4 人又は家屋の密集している地域や催し場所上空における飛行について、やむを得ず、第三者の上空で無人航空機を飛行させる場合には、「使用する機体」について、最近の飛行経験が求められていますが、「使用する機体」は同じ名称（型式）のものでなくても、同じシリーズもの（例えば、〇×社の▲▲シリーズ）の機体であれば、構わないのでしょうか。	- 27 -
Q22-5 「監視のための補助者」や「注意喚起する補助者」の配置が求められていますが、兼任することは可能でしょうか。	- 27 -
Q22-6 やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量25kg以上の無人航空機を飛行させる場合は、航空機のN類相当の要件が求められていますが、具体的にどのような要件になる	

- のでしょうか。 - 27 -
Q22-7 「飛行マニュアル」に変更があった場合は再度申請が必要でしょうか。 - 27 -

○ラジコン愛好家の方へ - 28 -

- Q23-1 いままで飛行させていた場所では、飛ばせなくなるのですか。 - 28 -
Q23-2 これまでと同じような飛ばし方であれば、問題はありませんか。 - 28 -
Q23-3 機体や操縦技能についての認定等が義務付けられるのですか。 - 28 -
Q23-4 飛行に関する許可等が必要な場合、飛行クラブ等でまとめて申請しても良いのでしょうか。 - 28 -

○飛行ルールの内容

【「無人航空機」の定義について】

Q1-1 航空法上の「無人航空機」とはどのようなものを指すのでしょうか。

A 構造上人が乗ることができない機器であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものを指しますが、重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）200g 未満のものについては、「無人航空機」には該当しません。

Q1-2 従来の「ラジコン」も「無人航空機」に含まれますか。

A 従来の「ラジコン」も重量 200g 以上のものは「無人航空機」に含まれます。

Q1-3 地上とワイヤー等でつながれているような無人機も「無人航空機」に含まれますか。

A 地上とワイヤー等でつながれているような無人機も「無人航空機」に含まれます。

Q1-4 ゴム動力飛行機や重量 200g 未満のラジコン、マルチコプターは、自由に規制無く飛行させることができますでしょうか。

A ゴム動力飛行機や重量 200g 未満のラジコン、マルチコプターなどは、「模型航空機」に分類され、今回新たに設ける無人航空機の規制は適用されませんが、従来からの航空法の第134条の3第1項及び第2項の規制（空港等周辺や一定の高度以上の飛行については国土交通大臣の許可等が必要）は適用されます。

Q1-5 構造上人が乗ることができるような大きな機体のものも、「無人航空機」に該当しますか。

A 有人機を改造したもの等、無人機であっても有人機に近い構造、性能・能力を有している場合、航空法上の「航空機」に該当する可能性があります。そのような場合は個別にご相談ください。

【飛行の許可等が必要な場合について】

Q2-1 無人航空機を飛行させる場合は必ず許可・承認を取る必要があるのでしょうか。

A 無人航空機の飛行については、所定の空域を飛行させる場合（※1）には許可の手続きが、所定の方法によらずして飛行させる場合（※2）には承認の手続きが必要となりますが、これらの場合以外であれば航空法上の許可・承認の手続きは不要です。

（※1）空港等周辺や地表・水面から150m以上の空域、人口集中地区の上空で無人航空機を飛行させようとする場合。詳しくは、「<飛行禁止空域>」の欄をご参照下さい。

（※2）以下の方法によらずに無人航空機を飛行させようとする場合。詳しくは、「<飛行の方法について>」の欄をご参照下さい。

- 日中に飛行させること
- 目視範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- 人又は建物、車両などの物件との間に距離（30m）を保って飛行させること
- 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- 爆発物など危険物を輸送しないこと
- 無人航空機から物を投下しないこと

<飛行禁止空域について>

Q3-1 飛行させるにあたって許可が必要な場所は、どのような場所でしょうか。

A 無人航空機を飛行させるにあたり国土交通大臣の許可が必要な空域は、以下のとおりです。

(1) 空港等周辺

a) 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港

空港の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面上空の空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地上空の空域

b) その他空港やヘリポート等

その他空港等の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

(2) 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域

【航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域】

Q4-1 進入表面、転移表面等が設定されている空港等とはどこになるのでしょうか。

A 進入表面、転移表面等は国土交通大臣が設置した空港及び設置を許可した空港その他飛行場並びに防衛大臣が設置した飛行場に設定されております。なお、空港及び飛行場にはヘリポートを含みます。

Q4-2 空港等周辺で飛行させたいのですが、飛行させる範囲が進入表面、転移表面等にあたるかわかりません。許可申請は必要でしょうか。

A 航空局ホームページ：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html で大まかな平面図を確認することができます。詳細については、飛行させようとする空域の最寄りの空港等設置管理者にお問い合わせください。

Q4-3 空港等の敷地とは、どのような場所でしょうか。

A 航空法第40条に基づき告示される空港の範囲を指します。詳細については、飛行させようとする空域の最寄りの空港等設置管理者にお問い合わせください。

【人家密集地域の上空】

Q5-1 飛行させるにあたって許可が必要な「人又は家屋の密集している地域の上空」とはどのような空域でしょうか。

A 平成27年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空となります。

Q5-2 飛行させようとしている場所が人口集中地区かわかりません。どのように確認すればよいでしょうか。

A 航空局ホームページ：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.htmlに掲載していますので、こちらからご確認ください。

Q5-3 人口集中地区の中の人がないような河川敷（農地、私有地）で飛行させる場合も許可は必要ですか。

A はい。例えば、操作を誤ることで近隣の人や物件に危害を及ぼす可能性もあることから許可を必要とします。

Q5-4 人口集中地区であって、屋内で飛行させる場合も許可は必要ですか。

A 屋内での飛行は、航空法の規制の対象外となることから許可は不要です。

Q5-5 ゴルフ練習場のようにネットで囲われたようなところで飛行させる場合も許可が必要ですか。

A 無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように、四方や上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができますので、航空法の規制の対象外となり許可は

不要です。

Q5-6 施行規則第 236 条の2において「地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く」とありますが具体的にはどのような区域でしょうか。

A 現時点で、「告示で定める区域」はありません。今後、自治体等の要望を踏まえ検討することとしています。

Q5-7 航空法に従って飛行すれば、第三者が所有する土地の上空を飛行してもよいのでしょうか。

A 航空法の許可等は地上の人・物件等の安全を確保するため技術的な見地から行われるものであり、ルール通り飛行する場合や許可等を受けた場合であっても、第三者の土地の上空を飛行させることは所有権の侵害に当たる可能性があります。

<飛行の方法について>

【アルコール等の影響により正常な飛行ができないおそれがある間の飛行禁止について】

Q6-1 法第132条の2第1号において「アルコール又は薬物」とは具体的にどこまでが含まれるのでしょうか。

A 「アルコール」とは、アルコール飲料やアルコールを含む食べ物を指します。また、「薬物」とは、麻薬や覚醒剤等の規制薬物に限らず、医薬品も含まれます。

アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても無人航空機の正常な飛行に影響を与えるおそれがあるため、体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態では無人航空機の飛行を行わないでください。

【飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行について】

Q7-1 飛行に必要な準備が整っていることをどのように確認するのでしょうか。

A 次に掲げる方法により確認してください。

(1) 当該無人航空機の状態について外部点検及び作動点検を行ってください。

具体的な例：各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）が確実に取り付けられていることの確認

機体（プロペラ、フレーム等）に損傷や故障がないことの確認

通信系統及び推進系統が正常に作動することの確認

(2) 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況を確認してください。

具体的な例：飛行経路に航空機や他の無人航空機が飛行していないことの確認

飛行経路下に第三者がいないことの確認

(3) 当該飛行に必要な気象情報を確認してください。

具体的な例：仕様上設定された飛行可能な風速の範囲内であることの確認

仕様上設定された飛行可能な雨量の範囲内であることの確認

十分な視程が確保されていることの確認

(4) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量を確認してください。

具体的な例：十分な燃料又はバッテリーを有していることの確認

【航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行について】

Q8-1 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するために、どのような方法をとるのでしょうか。

A 次に掲げる方法で飛行させてください。

- (1) 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認し、衝突のおそれがあると認められる場合は、当該無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じてください。
- (2) 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること、又は衝突のおそれがあると認められる場合は、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じてください。

【他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止について】

Q9-1 他人に迷惑を及ぼすような方法とは、具体的にはどのような方法でしょうか。

A 不必要に騒音を発したり急降下させたりする行為は、周囲に不快感を与えるだけでなく、危険を伴うこともあることから、航空法第 132 条の2第4号により禁止されています。また、「他人に迷惑を及ぼすような方法」とは、人に向かって無人航空機を急接近させることなどを指します。

【日中における飛行について】

Q10-1 法第 132 条の2第5号において「日出から日没までの間」とはどのような時間帯でしょうか。

A 国立天文台が発表する日の出の時刻から日の入りの時刻までの間になります。このため、「日出」及び「日没」については、地域に応じて異なる時刻となります。

【目視による常時監視について】

Q11-1 法第132条の2第6号において「目視により常時監視」とは双眼鏡による監視や補助者による監視でもよいのでしょうか。

A 「目視により常時監視」とは、飛行させる者が自分の目で見えることを指し、双眼鏡による監視や補助者による監視は含みません。なお、眼鏡やコンタクトによるものは「目視」に含まれますが、これらを常用されている方は、無人航空機を飛行させる際にも必要に応じて使用してください。

【人又は物件との距離について】

Q12-1 法第132条の2第7号において「人又は物件」とありますが、関係者や飛行させる者が管理する物件も含まれるのでしょうか。

A 「人」とは無人航空機を飛行させる者の関係者（例えば、イベントのエキストラ、競技大会の大会関係者等、無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）以外の者を指します。また、「物件」とは飛行させる者又は飛行させる者の関係者（例えば、委託元等、法令で定める距離（30m）内に無人航空機が飛行することを了承している者）が管理する物件以外の物件を指します。

Q12-2 「物件」とありますが、どのようなものが「物件」にあたるのでしょうか。

A 次に掲げるものが「物件」に該当します。

a) 中に人が存在することが想定される機器

b) 建築物その他の相当の大きさを有する工作物等

具体的な「物件」の例は以下のとおりです。

車両等：自動車、鉄道車両、軌道車両、船舶、航空機、建設機械、港湾のクレーン等

工作物：ビル、住居、工場、倉庫、橋梁、高架、水門、変電所、鉄塔、電柱、電線、信号機、街灯 等

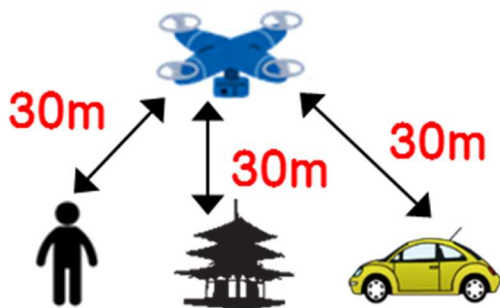
※なお、以下の物件は、保護すべき物件には該当しません。

a) 土地（田畑用地及び舗装された土地（道路の路面等）、堤防、鉄道の線路等であって土地と一体となっているものを含む。）

b) 自然物（樹木、雑草 等） 等

Q12-3 「国土交通省令で定める距離」とは何 m でしょうか。

A 30m です。なお、30m は人又は物件からの直線距離となりますので、概念的には人又は物件から 30m の球状となります。



【催し上空における飛行について】

Q13-1 「催しが行われている場所上空」の飛行が原則禁止されているとのことですが、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。

A 「多数の者の集合する催し」とは、特定の場所や日時で開催される多数の者の集まるものを指します。

どのような場合が「多数の者の集合する」に該当するかについては、催し場所上空において無人航空機が落下することにより地上等の人に危害を及ぼすことを防止するという趣旨に照らし、集合する者の人数や規模だけでなく、特定の場所や日時で開催されるものかどうかによって総合的に判断されます。(※)

具体的には、以下のとおりとなります。

○該当する例：法律に明示されている祭礼、縁日、展示会のほか、プロスポーツの試合、スポーツ大会、運動会、屋外で開催されるコンサート、町内会の盆踊り大会、デモ（示威行為）等

○該当しない例：自然発生的なもの（例えば、信号待ちや混雑により生じる人混み等）

(※) 人数について、特定の時間、特定の場所に数十人が集合している場合は、「多数の者の集合する」に該当する可能性があります。

Q13-2 「催しが行われている」時間はどのように判断すればよいでしょうか。

A コンサートの開演前やスポーツの試合開始前などの開場から、これらの観客の退場後の閉場までは、当該場所に多数の者が集まる可能性があり、「催しが行われている」時間となります。

開場や閉場が行われない催しの前後で飛行させる場合には、個別の判断が必要となりますので、当局までご相談下さい。

【危険物の輸送禁止について】

Q14-1 無人航空機による輸送が禁止されている物件とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。

A 航空機と同様、航空法施行規則第194条第1項に掲げる火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性物質類等が該当します。詳細は航空法施行規則第236条の7及び「無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示」を参照下さい。

危険物に該当するか否か判断がつかない場合は当局までご相談ください。

Q14-2 無人航空機による輸送が禁止されない「無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件」とはどのようなものなのでしょうか。

A 例えば、無人航空機の飛行のために必要な燃料や電池、安全装備としてのパラシュートを開傘するために必要な火薬類や高圧ガス、業務用機器（カメラ等）に用いられる電池が該当します。

【物件投下の禁止について】

Q15-1 無人航空機から物件を投下することが禁止されていない場合（法第132条の2第10号の「国土交通省令で定める場合」）とは、具体的にはどのような場合でしょうか。

A 現時点で該当するものはありません。

Q15-2 水や農薬等の液体や霧状のものの散布も物件投下に該当するのでしょうか。

A 物件投下に該当します。

Q15-3 無人航空機を使って計測機器を設置する（置く）場合も物件投下に該当しますか。

A 無人航空機を使って設置する（置く）場合は、物件投下には該当しません。

【捜索、救助のための特例について】

Q16-1 飛行禁止空域や飛行の方法に関する航空法の規定が適用されない無人航空機の飛行とは、どのような飛行ですか。

A 国、地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合には、航空法第132条（飛行の禁止空域）及び第132条の2第5号から第10号まで（飛行の方法）の規定が適用されません。

Q16-2 国・地方公共団体にかかわらない事業者独自の自主的災害対応は含まれないのでしょうか。

A 含まれません。事業者独自の対応は、許可・承認を取得して頂く必要があります。なお、事故発生時等の無人航空機の使用に支障のないよう、数カ月から一年といった一定の期間内の飛行や、複数の箇所や地域における飛行について包括的に許可を行うなどの運用も考えています。

Q16-3 災害時の被害状況の調査は、「捜索・救助のために行う無人航空機の飛行」に該当しますか。

A 人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合における、人命の危機や財産の損傷を回避するための調査については「捜索・救助のために行う無人航空機の飛行」に該当します。

【罰則について】

Q17-1 飛行の空域や飛行方法に違反した場合、どのような罰則が科せられますか。

A 50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。ただし、航空法第132条の2第1号の規定（アルコール又は薬物の影響下で無人航空機を飛行させないこと）に違反した場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される可能性があります。

Q17-2 法人の管理する飛行させる者が航空法に違反した場合、法人も罰せられますか。

A はい。飛行させる者だけでなく法人も罰せられる可能性があります。

Q17-3 「公共の場所」とはどのような場所を指すのか。

A 「公共の場所」とは、公衆すなわち不特定多数の者が自由に利用し又は出入りすることができる場所をいい、道路、公園、広場、駅等がこれに含まれ得ます。

○許可・承認の手続き

【申請方法について】

Q18-1 申請場所はどこになるのでしょうか。

A 航空法第132条第1号の空域（空港等の周辺、高度150m以上）における飛行の許可申請については、各空港事務所になります。

それ以外の許可・承認については地方航空局になります。

なお、最寄りの空港事務所等に申請書類を持参頂ければ申請場所となる地方航空局又は空港事務所にこれらの申請書類を経由することが出来ます。

※地方航空局及び空港事務所の所在地・連絡先等は、航空局ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html に掲載していますので、こちらからご確認ください。

Q18-2 許可や承認の申請は郵送でも可能でしょうか。

A 申請については、郵送でも可能です（普通郵便でも可能ですが、簡易書留をお勧めします）。

なお、発行された許可書等についても郵送を希望される場合、返信用封筒に基本料金相当の切手を貼付の上、申請窓口あて郵送してください。

※書留をご希望の場合には、返信用封筒の表に「書留」又は「簡易書留」と朱書きで記載してください。また、返信用封筒に基本料金相当の切手に加え、書留の加算料金相当の切手を貼付してください。

※速達をご希望の場合は返信用封筒の表に「速達」と朱書きで記載してください。また、返信用封筒に基本料金相当の切手に加え、速達料金相当の切手を貼付してください。

※定型封筒を返信用とする場合、基本料金相当の切手、速達の場合は別途速達に必要な切手が必要です。

Q18-3 許可や承認の申請はインターネットやメールでも可能でしょうか。

A インターネットによる電子申請は可能です。ドローン情報基盤システム (<https://www.dips.mlit.go.jp/portal/>) をご活用下さい。(原則としてメールによる申請はできません。)

なお、事故や災害に際して緊急に支援活動を行う場合など、電子メール、ファクシミリ又は電話により申請させることが出来る場合があります。詳細は「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」2-1 (1) 手順の項をご参照下さい。

Q18-4 申請書の記載例はないのでしょうか。

A 航空局ホームページ：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html に記載例を掲載していますのでご参照ください。また、申請の手続き及び申請書の記載方法等について、ご不明な点等がありましたら、「無人航空機ヘルプデスク」までお問い合わせ下さい。

Q18-5 申請書は航空局ホームページ掲載のものしか認められないのでしょうか。

A 同様の記載事項及び様式であれば、独自に作成頂いたものでも申請可能です。

Q18-6 飛行させる日のどのくらい前までに申請すればよいでしょうか。

A 飛行開始予定日の10日前(土日祝日等を除く。)までに申請してください。ただし、申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合がありますので、初めて申請される方は、余裕をもって申請されるか、事前に相談されることをお勧めします。

Q18-7 目視外飛行と夜間飛行の申請を同時にしたいのですが、それぞれ別の申請が必要でしょうか。

A 複数の許可・承認を申請したい場合、複数の申請は必要なく、1度の申請(一括申請)

で可能です。

Q18-8 申請書の提出先が異なる法第132条第1号の許可（空港事務所関係）とその他の許可・承認（地方航空局関係）にかかる飛行を同時に行う場合は、どちらが提出先となるのでしょうか。

A それぞれの提出先に申請書を提出する必要があります。なお、その後の審査に係る質疑応答等については一カ所の官署で窓口を一元化することが可能な場合もありますので、まずは地方航空局にお問い合わせください。

Q18-9 地方航空局の管轄地域を教えてください。

A 新潟県、長野県、静岡県より東は東京航空局の管轄、富山県、岐阜県、愛知県より西は大阪航空局の管轄です。
飛行させる場所を管轄する地方航空局に申請して頂くことになります。

東京航空局				大阪航空局			
北海道	青森県	岩手県	宮城県	富山県	石川県	福井県	岐阜県
秋田県	山形県	福島県	茨城県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	大阪府	兵庫県	奈良県	
東京都	神奈川県	新潟県		和歌山県	鳥取県	島根県	
山梨県	長野県	静岡県		岡山県	広島県	山口県	徳島県
				香川県	愛媛県	高知県	福岡県
				佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
				宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

Q18-10 飛行させる場所に両局の管轄地域が含まれている場合、どちらに申請すれば良いのですか？

A 申請者の住所を管轄する地方航空局に申請をお願いします。
代行申請の場合も同様です。

Q18-11 同じ場所を何度も飛行させるのですが都度申請が必要でしょうか。また、同じ飛行形態で複数の場所を飛行させるのですが、その都度申請が必要でしょうか。

A 反復して飛行させる場合や、異なる複数の場所で飛行させる場合は都度の申請ではな

く、1度の申請（包括申請）が可能です。

Q18-12 無人航空機の飛行の委託を行っている企業（委託元）やラジコンクラブ等が飛行させる者をまとめて申請することは可能でしょうか。

A はい、「代行申請」が可能です。なお、代行者に特段の要件はありません。

【申請書記載事項について】

Q19-1 企業等が申請する場合、氏名及び住所（連絡先）の欄には誰の氏名等を記入すればよいでしょうか。

A 企業が、その社員の無人航空機の飛行について申請書を提出する場合には、同飛行を監督する責任者の氏名等を記載してください。なお、監督する責任者の役職は問いません。

この場合、飛行させる者の氏名は様式1の「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」において記載してください。

Q19-2 自作機の場合のように製造番号がない場合は「製造番号等」には何を書けばよいでしょうか。

A 機体を識別できる記号等（例えば、〇〇1号）を設定し、記入してください。

Q19-3 飛行を予定していた当日に急に天気が悪くなってしまうことも想定されるため飛行の日時に幅を持たせて申請をしたいのですが、どのように申請すればよいでしょうか。

A 予備日を含めた申請は原則として3ヵ月までの幅をもって申請することが可能です。また、継続的に飛行させることがあらかじめ分かっている場合には1年を限度に申請することができます。

Q19-4 飛行経路が特定されない場合、「特定の場所や条件でのみ飛行させる場合は、その場所や条件を記載すること」とありますが、具体的にはどのような記載をすればよいのでしょうか。

A 例えば、「特定の場所」とは『東京都の橋梁』、『全国の建設現場』など飛行させる場所の特徴を記入してください。また、「条件」とは、例えば、『周囲に第三者の物件がないこと』などの飛行させる場合の周囲の条件を記載してください。

Q19-5 飛行場所の緯度経度（世界測地系で秒単位）はどのようにして知ることができるのでしょうか。

A 緯度経度については、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用することで、簡単に知ることができますので、ご活用ください。

国土地理院ホームページアドレス : <http://www.gsi.go.jp/>

Q19-6 飛行の海拔高度はどのようにして知ることができるのでしょうか。

A 地表又は水面からの高さに標高を加えた値が飛行の海拔高度となります。なお、標高については、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用することで、簡単に知ることができますので、ご活用ください。

国土地理院ホームページアドレス : <http://www.gsi.go.jp/>

Q19-7 「団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類を添付すること」とありますが、「団体等」とは企業が認証するものも含まれますか。

A はい。関係団体が認証するもの以外に民間企業や独立行政法人等が認証するものも含まれます。

Q19-8 「団体等による講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証を証する書類を添付すること」とありますが、「団体等」とは企業が認証するものも含まれますか。

A はい。関係団体が認証するもの以外に民間企業や独立行政法人等が認証するものも含まれます。

Q19-9 許可等の変更申請を行う場合、添付書類等は省略可能でしょうか。

A はい。無人航空機、無人航空機を飛行させる者又は飛行マニュアルについて、現に有効な許可と変更がない場合については、それぞれの添付書類等の省略は可能ですので、その旨が分かるように記載して申請書を提出してください。なお、審査の過程において、必要に応じ添付書類等の提出を求める場合もありますので、予めご了承ください。

【許可等の手続きについて】

Q20-1 許可・承認書が発行されるまでどのくらいかかるのでしょうか。

A 個別の事案により異なりますが、申請後に当局が審査を行い、安全が確保されていることが確認されれば、速やかに許可・承認書を発行したいと考えています。

なお、発行された許可書等について郵送を希望される場合、返信用封筒に基本料金相当の切手を貼付の上、申請窓口あて郵送してください。

(Q14-6 「飛行させる日のどのくらい前までに申請すればよいでしょうか。」も参照ください。)

Q20-2 許可等の条件にはどのようなものが付されるのでしょうか。

A 個別の事案により異なりますが、飛行実績の報告を求めること、必要な訓練を実施すること等の条件を付すことが想定されます。

Q20-3 許可等を行った場合には、航空局ホームページに飛行の概要等が公表されることとなっていますが、業務上支障があるため許可等の内容を非公表としてほしい場合、どのように申請すればよいでしょうか。

A 非公表としてほしい内容や記載事項を申請書の「備考」欄等に理由とともに記入ください。

【許可等に係る基本的な基準について】

Q21-1 「鋭利な突起物のない構造」であることとありますが、プロペラやアンテナ等は含まれますか。

A プロペラやアンテナのように構造上必要なものについては含まれません。

Q21-2 「無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等」とありますが、「表示等」には形状も含まれるでしょうか。

A 形状も含まれます。

Q21-3 無人航空機の操縦訓練を行いたいのですが、飛行させる者は10時間の飛行経歴を有していません。申請は可能でしょうか。

A 許可等を受けるためには、十分な操縦技量を有することが必要となるため、原則として10時間以上の飛行経歴を求めています。ただし、無人航空機の機能・性能や安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機や人、物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、許可等を行っています。

許可等が認められる例として以下のような場合がございますので、判断がつかない場合は当局までご相談ください。

○10時間未満の飛行経歴でも許可等が認められる例

- ・四方がネットで囲まれている敷地において第三者の立入を制限した上で、十分な飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うことなどを条件として飛行を行う場合

その他、自動操縦のみにより飛行させることができる無人航空機であって、十分な性能をもち、かつ、飛行中に不具合が発生した際の操作介入を含め遠隔操作を必要としない場合には、操縦者は10時間以上の飛行経歴が不要となる可能性がありますので、個別にご相談ください。

【飛行形態に応じた追加基準について】

Q22-1 「ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、無人航空機を飛行させる体制等とあわせて総合的に判断し、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。」とありますが具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。

A 個別の事案毎に判断していくこととなりますが、例えば、飛行高度や飛行範囲を制限することで、機体の機能及び性能や飛行させる者の要件を免除するようなことが考えられます。

Q22-2 地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行の場合、「空域を管轄する関係機関から当該飛行について了解を得ること。」とありますが、「関係機関」とは具体的にどこになるのでしょうか。

A 国土交通省航空局の管制機関及び防衛省の管制機関などとなります。

Q22-3 機体について「プロペラガード」や「バッテリーの並列化」等の基準が設けられていますが、機体の種類によっては装着することができない機体もあると思いますが申請できないのでしょうか。

A 基準については、あくまで例示ですので、代替手段や飛行させる体制等を総合的に判断して許可・承認を行いますので、個別にご相談ください。

Q22-4 人又は家屋の密集している地域や催し場所上空における飛行について、やむを得ず、第三者の上空で無人航空機を飛行させる場合には、「使用する機体」について、最近の飛行経験が求められていますが、「使用する機体」は同じ名称（型式）のものでなくとも、同じシリーズもの（例えば、〇×社の▲▲シリーズ）の機体であれば、構わないのでしょうか。

A 安全リスクの高い飛行をする場合に、無人航空機を飛行させるブランクをつくらないようにすることを意図して求めている要件であり、機体の名称（型式）に応じて飛行特性が異なることから、原則として同じ名称（型式）のものでなければなりません。

Q22-5 「監視のための補助者」や「注意喚起する補助者」の配置が求められていますが、兼任することは可能でしょうか。

A 飛行状況によっては兼任することが可能ですので、個別にご相談ください。

Q22-6 やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量25kg以上の無人航空機を飛行させる場合は、航空機のN類相当の要件が求められていますが、具体的にどのような要件になるのでしょうか。

A 航空機相当の耐空性や信頼性が求められることとなりますので、航空法施行規則附属書第1及び関連通達に準じた構造、強度及び性能等の基準に適合する必要があります。審査にも相応の時間を要することとなりますので、そのような計画がある場合は十分な時間をもってご相談ください。

Q22-7 「飛行マニュアル」に変更があった場合は再度申請が必要でしょうか。

A 飛行マニュアルの形式的な変更など、再度の申請が不要と考えられる場合もありますので、飛行マニュアルの変更がある場合には、個別にご相談ください。

〇ラジコン愛好家の方へ

Q23-1 いままで飛行させていた場所では、飛ばせなくなるのですか。

- A 多くの場合、これまでと同じ場所での飛行が可能と思われませんが、念のため、飛行させる空域が許可を必要としないことのご確認をお願いします。空港等周辺や地表から150m以上での飛行、人又は家屋の密集する地域（人口集中地区）での飛行でなければ、国土交通大臣の許可は不要です。詳しくは、「<飛行禁止空域>」の欄をご参照下さい。
- なお、飛行が禁止されている空域であっても、必要な安全の確保を行い許可手続きを取って頂ければ飛行が可能です。

Q23-2 これまでと同じような飛ばし方であれば、問題はありませんか。

- A 多くの場合、これまでと同じ飛行方法で問題ないと思われませんが、念のため、飛行方法が承認を必要としないことのご確認をお願いします。以下の方法による飛行であれば、国土交通大臣の承認は不要です。詳しくは、「<飛行の方法について>」の欄をご参照下さい。
- **日中**に飛行させること
 - **目視範囲内**で無人航空機とその周囲を**常時監視**して飛行させること
 - 人又は建物、車両などの物件との間に**距離（30m）を保って飛行**させること
 - 祭礼、縁日など**多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させない**こと
 - 爆発物など**危険物を輸送しない**こと
 - 無人航空機から**物を投下しない**こと

Q23-3 機体や操縦技能についての認定等が義務付けられるのですか。

- A 航空法による義務付けはありませんが、安全飛行のため、飛行クラブや愛好者団体等が行っている機体や操縦技能の認定制度等への積極的な参加を推奨します。
- なお、飛行に関する許可等が必要な場合には、機体、操縦技能及び安全確保の体制について書面による審査が行われます。詳しくは、「〇許可・申請の手続き」の欄をご参照下さい。

Q23-4 飛行に関する許可等が必要な場合、飛行クラブ等でまとめて申請しても良いのでしょうか。

- A 飛行クラブ等がまとめて申請を行うことができます（代行申請）。
- 詳しくは、「〇許可・申請の手続き」の欄をご参照下さい。

平成 27 年 11 月 17 日 制定 (国空航第 690 号、国空機第 930 号)

令和元年 8 月 23 日 改正 (国空安第 132 号、国空航第 1014 号、国空機第 635 号)

航空局 安全部 安全企画課長

運航安全課長

航空機安全課長

無人航空機に係る規制の運用における解釈について

1. 航空法第 2 条第 22 項関係

(1) 無人航空機

航空法の一部を改正する法律 (平成 27 年 9 月 11 日法律第 67 号) により、次のとおり、「無人航空機」の定義が新たに追加された。

無人航空機：航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器 (※) であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦 (プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。) により飛行させることができるもの (その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。) をいう。

※現在、政令で定める機器はない。

ここで、上記の解釈は次のとおりである。

- 「構造上人が乗ることができないもの」とは、当該機器の概括的な大きさや潜在的な能力を含めた構造、性能等を確認することにより、これに該当すると判断されたものをいう。
- 「遠隔操作」とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。
- 「自動操縦」とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。具体的には、事前に設定した飛行経路に沿って飛行させることができるものや、飛行途中に人が操作介入することができず離陸から着陸まで完全に自律的に飛行するものが存在する。

(2) 無人航空機から除かれるもの

航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして、航空法施行規則第5条の2により、重量が200グラム未満のものは無人航空機の対象からは除外される。

重量が200グラム未満の無人航空機は、飛行可能時間等の機能・性能が限定されており、墜落等により人や物件に衝突した場合であっても、その被害はきわめて限定的であると考えられるとともに、主に屋内等の狭い範囲内での飛行となることによるものである。

ここで、「重量」とは、無人航空機本体の重量及びバッテリーの重量の合計を指しており、バッテリー以外の取り外し可能な付属品の重量は含まないものとする。

2. 航空法第132条関係【飛行の禁止空域】

人又は家屋の密集している地域においては、無人航空機の不具合等による落下により、地上及び水上の人及び物件に対して危害を及ぼす蓋然性が高くなることから、航空法第132条第2号により、この地域の上空における無人航空機の飛行を禁止するものである。

ただし、人口集中地区内であっても、地域の実情や無人航空機に対する様々なニーズがあることを踏まえ、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合には、国土交通大臣が告示で定める地域（※）については、人又は家屋の密集している地域から除外する。

なお、人口集中地区内の私有地内における飛行であっても、強風等により予期せぬ場所に飛ばされることも想定されるため、人口集中地区内である限り、飛行の禁止空域に該当する。

※現在、人又は家屋の密集している地域から除外する地域として告示で定める地域はない。

3. 航空法第132条の2関係【飛行の方法】

(1) アルコール等の影響により正常な飛行ができないおそれがある間の飛行禁止

アルコール等の摂取時には注意力や判断力が低下し、無人航空機の正常な飛行に影響を与えるおそれがあることから、航空法第132条の2第1号により、アルコール又は薬物の影響により正常な飛行ができないおそれがある間の飛行を禁止している。

ここで、「アルコール」とは、アルコール飲料やアルコールを含む食べ物をいうものとする。

アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても無人航空機の正常な飛行に影響を与えるおそれがある。このため、体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態では無人航空機の飛行を行わないこと。

また、「薬物」とは、麻薬や覚醒剤等の規制薬物に限らず、医薬品も含まれるもの

とする。

さらに、航空法第 132 条の 2 第 1 号の規定に違反して、公共の場所において無人航空機を飛行させた場合には 1 年以下懲役又は 30 万円以下の罰金が科される所、ここで「公共の場所」とは、公衆すなわち不特定多数の者が自由に利用し又は出入りすることができる場所をいい、道路、公園、広場、駅等がこれに含まれ得る。

(2) 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行

飛行前に機体の点検等を実施することで故障等による落下を防止するため、航空法第 132 条の 2 第 2 号により、飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させることとしている。また、航空法施行規則第 236 条の 4 に定められた確認しなければならない事項とその具体的な例は次の通りである。

(1) 当該無人航空機の状況について外部点検及び作動点検を行うこと

具体的な例：各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）が確実に取り付けられていることの確認

機体（プロペラ、フレーム等）に損傷や故障がないことの確認

通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統が正常に作動することの確認

(2) 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況を確認すること

具体的な例：飛行経路に航空機や他の無人航空機が飛行していないことの確認

飛行経路下に第三者がいないことの確認

(3) 当該飛行に必要な気象情報を確認すること

具体的な例：風速が運用限界の範囲内であることの確認

気温が運用限界の範囲内であることの確認

降雨量が運用限界の範囲内であることの確認

十分な視程が確保されていることの確認

(4) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量を確認すること

具体的な例：十分な燃料又はバッテリーを有していることの確認

(3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行

航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、航空法第 132 条の 2 第 3 号により、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させる等の方法により飛行させることとしている。また、航空法施行規則第 236 条の 5 に定められた衝突を予防するための方法とその具体的な例は次の通りである。

(1) 無人航空機を飛行させる者は、無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認し、衝突のおそれがあると認められる場

合は、当該無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じることとする。

- (2) 無人航空機を飛行させる者は、無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること、又は衝突のおそれがあると認められる場合は、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じることとする。

ここで、「回避させること」とは、衝突する可能性のある方向とは別の方向に無人航空機を飛行させることをいい、空中で停止することも含まれ得る。

(4) 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止

不必要に騒音を発したり急降下させたりする行為は、周囲に不快感を与えるだけでなく、危険を伴うこともあることから、航空法第132条の2第4号により、他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行を禁止している。

ここで、航空法第132条の2第4号の規定は、危険な飛行により航空機の航行の安全や地上の人や物件の安全が損なわれること防止することが趣旨であることから、「他人に迷惑を及ぼすような方法」とは、人に向かって無人航空機を急接近させることなどをいうものとする。

(5) 日中における飛行

夜間では、無人航空機の位置や姿勢だけでなく、周囲の障害物等の把握が困難になり、無人航空機の適切な制御ができず墜落等に至るおそれが高まることから、航空法第132条の2第5号により、日中のみ（日出から日没までの間）の飛行に限定することとしている。

ここで、「日出から日没までの間」とは、国立天文台が発表する日の出の時刻から日の入りの時刻までの間をいうものとする。したがって、「日出」及び「日没」については、地域に応じて異なる時刻を表す。

(6) 目視の範囲内での飛行

飛行させる無人航空機の位置や姿勢を把握するとともに、その周辺に人や障害物等がないかどうか等の確認が確実に行えることを確保するため、航空法第132条の2第6号により、目視により常時監視を行いながらの飛行に限定することとしている。

ここで、「目視」とは、無人航空機を飛行させる者本人が自分の目で見えることをいうものとする。このため、補助者による目視は該当せず、また、モニターを活用して見ること、双眼鏡やカメラ等を用いて見るとは、視野が限定されるため「目視」にはあたらない。

(7) 地上又は水上の人又は物件との間に一定の距離を確保した飛行

飛行させる無人航空機が地上又は水上の人又は物件と衝突することを防止するため、航空法第 132 条の 2 第 7 号により、当該無人航空機とこれらとの間に一定の距離 (30m) を確保して飛行させることとしている。

ここで、航空法第 132 条の 2 第 7 号の規定は、飛行する無人航空機の衝突から人又は物件を保護することが趣旨であることから、一定の距離 (30m) を保つべき人又は物件とは、次のとおりと解釈される。

- 「人」とは、無人航空機を飛行させる者及びその関係者（無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）以外の者をいう。
- 「物件」とは、次に掲げるもののうち、無人航空機を飛行させる者及びその関係者（無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）が所有又は管理する物件以外のものをいう。
 - a) 中に人が存在することが想定される機器（車両等）
 - b) 建築物その他の相当の大きさを有する工作物

具体的な例として、次に掲げる物件が本規定の物件に該当する。

車両等：自動車、鉄道車両、軌道車両、船舶、航空機、建設機械、港湾のクレーン 等

工作物：ビル、住居、工場、倉庫、橋梁、高架、水門、変電所、鉄塔、電柱、電線、信号機、街灯 等

※なお、以下の物件は、本規定の趣旨に鑑み、本規定の距離を保つべき物件には該当しない。

- a) 土地（田畑用地及び舗装された土地（道路の路面等）、堤防、鉄道の線路等であって土地と一体となっているものを含む。）
- b) 自然物（樹木、雑草 等） 等

(8) 多数の者の集合する催し場所上空以外の空域での飛行

多数の者の集合する催しが行われている場所の上空においては、無人航空機を飛行させた場合に故障等により落下すれば、人に危害を及ぼす蓋然性が高いことから、航空法第 132 条の 2 第 8 号により、一時的に多数の者が集まるような催し場所上空以外の空域での飛行に限定することとしている。

どのような場合が「多数の者の集合する催し」に該当するかについては、催し場所上空において無人航空機が落下することにより地上の人に危害を及ぼすことを防止するという趣旨に照らし、集合する者の人数や密度だけでなく、特定の場所や日時に開催されるものかどうか、また、主催者の意図等も勘案して総合的に判断される。

具体的な事例は次のとおりである。

- 該当する例：

航空法第 132 条の 2 第 8 号に明示されている祭礼、縁日、展示会のほか、プロスポーツの試合、スポーツ大会、運動会、屋外で開催されるコンサート、町内会の盆踊り大会、デモ（示威行為） 等

○該当しない例：

自然発生的なもの（例えば、混雑による人混み、信号待ち 等）

なお、上記に該当しない場合であっても、特定の時間、特定の場所に数十人が集合している場合には「多数の者の集合する催し」に該当する可能性がある。

（9）危険物の輸送の禁止

無人航空機には、既に数 kg～10kg の物件を輸送する能力を有するものもあり、火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物を輸送することが十分に可能であるところ、これらの物件を輸送する無人航空機が墜落した場合や輸送中にこれらの物件が漏出した場合には、周囲への当該物質の飛散や機体の爆発により、人への危害や他の物件への損傷が発生するおそれがあるため、航空法第 132 条の 2 第 9 号により、危険物の輸送を禁止することとしている。

無人航空機による輸送を禁止する危険物については、航空法施行規則第 236 条の 7 及び「無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示」（平成 27 年 11 月 17 日付国土交通省告示第 1142 号）において定められている。

なお、当該飛行に必要な不可欠であり、飛行中、常に機体と一体となって輸送される等の物件は、航空法施行規則第 236 条の 7 第 2 項における無人航空機の飛行のために輸送する物件として、輸送が禁止される物件に含まれないものとする。

具体的には次に掲げる物件が該当する。

- ・無人航空機の飛行のために必要な燃料や電池
- ・業務用機器（カメラ等）に用いられる電池
- ・安全装備としてのパラシュートを開傘するために必要な火薬類や高圧ガス 等

（10）物件投下の禁止

飛行中に無人航空機から物件を投下した場合には、地上の人等に危害をもたらすおそれがあるとともに、物件投下により機体のバランスを崩すなど無人航空機の適切な制御に支障をきたすおそれもあるため、航空法第 132 条の 2 第 10 号により、物件投下を禁止することとしたものである。

ここで、水や農薬等の液体を散布する行為は物件投下に該当し、輸送した物件を地表に置く行為は物件投下には該当しない。

4. 捜索、救助等の特例

航空法第 132 条の 3 は、事故や災害等の発生時における人命の捜索、救助等が極めて緊急性が高く、かつ、公共性の高い行為であることから、当該捜索、救助等に支障が出

ないよう、航空法第 132 条の無人航空機の飛行の禁止空域に関する規定や航空法第 132 条の 2 の飛行の方法に関する規定の適用を除外することにより、捜索又は救助等の迅速化を図ることを趣旨としたものである。

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 7 により、以下の者に対して適用される。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 国又は地方公共団体の依頼により捜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 8 により、「捜索又は救助」と定められているが、本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置（調査・点検、捜査等の実施を含む。）を指しており、当該措置を目的として無人航空機を飛行させる場合については、本特例が適用されることとなる。

なお、特例の対象となる飛行においても、飛行の安全性を確保することは言うまでもないことから、「航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月 17 日付国空航第 687 号、国空機第 926 号）を参考にしつつ、無人航空機の利用者又は飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう安全の確保を自主的に行う必要がある。

5. 屋内での無人航空機の飛行

建物内等の屋内での飛行については、航空法第 132 条及び第 132 条の 2 は適用されない。ここで、網等で四方・上部が囲まれた空間等については屋内として扱うものとする。

平成 27 年 11 月 17 日	制定	(国空航第 684 号、国空機第 923 号)
平成 29 年 3 月 31 日	一部改正	(国空航第 11612 号、国空機第 9879 号)
平成 30 年 1 月 9 日	一部改正	(国空航第 1783 号、国空機第 1897 号)
平成 30 年 1 月 31 日	一部改正	(国空航第 1896 号、国空機第 2030 号)
平成 30 年 9 月 14 日	一部改正	(国空航第 951 号、国空機第 619 号)
令和元年 7 月 26 日	一部改正	(国空安企第 98 号、国空航第 794 号、国空機第 494 号)
令和元年 8 月 23 日	一部改正	(国空安企第 131 号、国空航第 1009 号、国空機第 633 号)

航空局長

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

1. 目 的

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条ただし書の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第 132 条の 2 ただし書の規定による同条第 5 号から第 10 号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと国土交通大臣が認めて許可又は承認（以下「許可等」という。）をした場合に限り、法第 132 条に規定する飛行の禁止空域での飛行や法第 132 条の 2 第 5 号から第 10 号までに規定する飛行の方法によらない飛行を可能とする趣旨で設けられているものである。

本要領は、無人航空機の飛行に関する許可等について、その申請に関する所要事項及び許可等を行うための審査基準を定めることを目的とする。

(注) なお、本要領で定める審査基準は無人航空機の飛行にあたって最低限遵守しなければならない要件を示すものである。当該基準に関わらず、無人航空機を飛行させる者は、法第 132 条の 2 第 1 号から第 4 号に掲げる方法により当該無人航空機を飛行させなければならないとともに、当該無人航空機の機能及び性能を十分に理解し、飛行の方法及び場所に応じて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証した上で、追加的な安全上の措置を講じるなど、飛行の安全に万全を期させるものとする。

2. 申 請

2-1 申請の方法

(1) 手 続

- a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条の 3 又は第 236 条の 8 に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式 1 を使用して行わせることができる。

b) 申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の 10 開庁日前までに、次表のとおり所定の提出先に提出させるものとする。ただし、公海上における飛行の許可又は承認に係る申請書は、国土交通大臣に提出させるものとする。なお、申請は、規則第 243 条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行わせることができる。

申請事項	申請書の提出先
法第 132 条第 1 号 に掲げる空域における 飛行の許可の申請	航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（以下「1号告示空域」という。）、その他空港等における進入表面等*の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域に係る飛行の許可申請は、当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長
法第 132 条第 2 号 に掲げる空域における 飛行の許可の申請	当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長
法第 132 条の 2 第 5 号 から第 10 号まで に掲げる方法によらない 飛行の承認の申請	当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長

※進入表面等とは、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第 56 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面を指す。

c) a) 及び b) の規定にかかわらず、緊急を要するものについては、以下の区分により電子メール、ファクシミリ又は電話により申請させることができる。なお、後日、申請書を所定の提出先に提出させるものとする。

また、緊急を要する場合の夜間等の執務時間外における申請については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を入れさせること。当該申請については、その後、国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所の担当者が申請者宛てに電話等で連絡を行うことにより、必要な内容を聞き取った上で、許可等の可否を判断するものとする。

(ア) 電子メール又はファクシミリによる申請

- ・事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合
- ・事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合
- ・その他特に緊急を要する場合

(イ) 電話による申請

- ・「事故及び災害」が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合

(2) 一括申請

一個の飛行について、複数の事項の許可等が必要な場合の申請は、一括して行わせることができる。

(3) 包括申請

同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して行わせることができる。

(4) 代行申請

複数の申請者による飛行をとりまとめて行う場合の申請は、それらの飛行をとりまとめる者を代表者として、代行して行わせることができる。また、飛行の委託を行っている者が受託者の飛行について行う場合の申請は、飛行の委託を行っている者に、代行して行わせることができる。

(5) 更新申請

許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請は、2-1 (1) b の規定にかかわらず、期間の満了の日の 40 開庁日前から 10 開庁日前までに行わせるものとする。

(6) 変更申請

許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請は、変更がない事項の記載又は資料の添付を省略させることができる。

(7) 追加資料の提出等

申請を受理した後、許可等の事務の処理上必要があると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出又は説明を求めることができる。

2-2 申請書記載事項の確認

許可等の申請にあたっては、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

2-2-1 法第132条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項

(1) 氏名及び住所

- ・無人航空機を飛行させようとする者の氏名及び住所を記載すること。
- ・代行申請の場合には、代行申請者の氏名及び住所を記載すること。なお、代行申請者は、無人航空機を飛行させようとする者に関する情報として、本項(1)～(8)に関する内容を取りまとめた資料を申請書に記載又は添付すること。
- ・申請内容に関する問い合わせに対応できるよう、連絡先もあわせて記載すること。

(2) 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項

- ・飛行させる無人航空機の製造者名、名称及び重量を記載すること。
- ・無人航空機の重量については、機体本体の重量及び飛行のために必要なバッテリーの重量の合計（バッテリー以外の取外し可能な付属品の重量は含まない。）並びに最大離陸重量を記載すること。
- ・操縦装置（遠隔操作を行うための装置をいう。以下同じ。）の製造者名及び名称を記載すること。
- ・無人航空機を識別することが可能な製造番号等を記載すること。（無人航空機を自作した場合には、機体を識別するための記号等を独自に設定し、当該記号等を機体に表示すること。）
- ・無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は写真（多方面）を添付すること。ただし、3-5に従って公表されている無人航空機のうち資料の添付を省略することができる無人航空機（以下「ホームページ掲載無人航空機」という。）と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、当該設計図又は写真の添付を省略することができる。
- ・複数の無人航空機又は操縦装置を使用する場合には、全てについて記載すること。

(3) 飛行の目的、日時、経路及び高度

a) 飛行の目的

以下のうち該当する飛行の目的を選択すること。なお、「その他」に該当する場合には、飛行の目的を記載すること。

飛行の目的	例
-------	---

空撮	風景・施設の撮影、TV・映画制作、イベント撮影 等
報道取材	報道取材 等
警備	侵入者追跡、工場内立入者監視 等
農林水産業	農薬散布、松くい虫防除、種まき、肥料散布、生育調査 等
測量	工事現場での測量 等
環境調査	放射能計測、大気汚染調査 等
設備メンテナンス	プラント保守、施工計画調査、ソーラーパネル管理 等
インフラ点検・保守	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検、海岸保全施設の点検、港湾施設の点検 等
資材管理	プラント資材管理、資材の容積計測 等
輸送・宅配	物資輸送、宅配 等
自然観測	火山観測、地形変化計測、資源観測 等
事故・災害対応等	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索、火災の原因等の調査、交通事故現場検証 等
趣味	競技会、スポーツ、レクリエーション、個人的な趣味の飛行 等
その他	

b) 飛行の日時

- ・飛行を予定している日時又は期間及び時間帯を記載すること。期間及び時間帯を記載する場合には、その期間は原則3ヶ月以内とし、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させる場合には、1年を限度として記載することができる（5-2、5-3及び5-4に掲げる飛行を同時に行う場合を除く。）。

c) 飛行の経路

- ・飛行を予定している経路を記載するとともに、地図上に当該経路を示した資料を添付すること。
- ・飛行の経路が特定されない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。ただし、5-1に掲げる飛行を行う場合、5-2及び5-3に掲げる飛行を同時に行う場合並びに趣味目的の場合は、当該範囲を可能な限り限定し記載するとともに、地図上に当該範囲を示した資料を添付すること。また、当該範囲のうち特定の場所や条件でのみ飛行させる場合は、その場所や条件を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空機の航行の安全を確認するために必要な情報として、緯度経度（世界測地系で秒単位）による飛行範囲もあわせて記載

すること。

d) 飛行の高度

- ・飛行の高度の上限を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空機の航行の安全を確認するために必要な情報として、海拔高度もあわせて記載すること。

(4) 飛行禁止空域を飛行させる理由

- ・該当する許可を求める空域を選択するとともに、選択した飛行禁止空域で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。

(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項

- ・飛行させる無人航空機が、4-1-1に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」(様式2)を作成し、申請書に添付すること。
- ・様式2について、1.の項に無人航空機の製造者名、名称、重量及び機体を識別することが可能な製造番号等を記載すること。
- ・様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、2.の項において改造を行っているかどうか記載すること。
- ・様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合には、3.の項を記載すること。
- ・様式2において、3.の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界(最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間等)及び無人航空機を飛行させる方法(点検・整備の方法を含む。)が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを添付すること。ただし、自作機であって趣味目的で飛行させる無人航空機の場合には、資料の添付を省略することができる。
- ・最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合には、様式2に加え、5.に掲げる基準への適合性について、無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備(オプション)を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。
- ・最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合には、様式2に加え、4-1-2

に掲げる基準及び5. に掲げる基準への適合性について、最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機と同様、追加装備（オプション）を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機と同様、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。

- ・無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。
- ・複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について記載又は添付すること。

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

- ・無人航空機を飛行させる者が、4-2 に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」（様式3）を作成し、申請書に添付すること。
- ・様式3に加え、無人航空機を飛行させる者の5. に掲げる基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。また、訓練実績については、訓練内容についても記載すること。
- ・無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準を制定している団体等による講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付することで、様式3の添付及び技能認証の内容に応じて、5. に掲げる基準への適合性についての資料の添付を省略できる。
- ・自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。以下同じ。）のみにより飛行させることができる無人航空機であって、当該無人航空機を遠隔操作により飛行させる者を要しない場合には、飛行を監督する責任者の氏名を記載すること。

(7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

- ・4-3-2に基づき作成した飛行マニュアルを申請書に添付すること。ただし、団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、当該飛行マニュアルを添付することで代えることができる。また、航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、その団体及び飛行マニュアルの名称を記載することで代えることができる。

(8) その他参考となる事項

- ・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容（加入状況、保険会社名、商品名、補償金額）を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行の申請の場合には、5-1（2）に従って空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関と調整を行った結果を記載すること。

2-2-2 法第132条の2第5号から第10号までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項

（1）氏名及び住所

- ・2-2-1（1）に同じ。

（2）無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項

- ・2-2-1（2）に同じ。

（3）飛行の目的、日時、経路及び高度

- ・2-2-1（3）に同じ。
- ・5-3及び5-4に掲げる飛行を同時に行う場合並びに補助者を配置しない5-4に掲げる飛行を行う場合は、飛行の範囲を可能な限り限定して記載するとともに、地図上に当該範囲を示した資料を添付すること。
- ・5-6に掲げる飛行を行う場合は、飛行の日時及び飛行の範囲を可能な限り限定し記載するとともに、地図上に当該範囲を示した資料を添付すること。
- ・目視外飛行を行う申請の場合であって5-4（3）c）オ）に従って立入管理区画を設定した場合には、当該立入管理区画を示した資料を添付すること。
- ・多数の者が集合する催し場所の上空における飛行を行う申請であって5-6（1）c）エ）に従って立入禁止区画を設定した場合には、当該立入禁止区画を示した資料を添付すること。

（4）法第132条の2第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

- ・該当する承認を求める飛行の方法を選択するとともに、選択した飛行の方法で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。

（5）無人航空機の機能及び性能に関する事項

- ・2-2-1（5）に同じ。
- ・5-4（1）d）カ）及び5-6（1）に掲げる基準への適合性について、飛行実績を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

- ・ 2-2-1 (6) に同じ。

(7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

- ・ 2-2-1 (7) に同じ。

(8) その他参考となる事項

- ・ 2-2-1 (8) に同じ。
- ・ 多数の者が集合する催し場所の上空における飛行の申請の場合には、5-6 (1) c) エ)、5-6 (2) c) 又は5-6 (3) c) に従って催しの主催者等と調整を行った結果を記載すること。

2-2-3 変更申請又は更新申請の申請書記載事項

2-2-1 及び2-2-2 の規定にかかわらず、変更申請又は更新申請については、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

(1) 氏名及び住所

- ・ 2-2-1 (1) 又は2-2-2 (1) に同じ。
- ・ 代行申請で、かつ変更申請であって飛行させる者に変更がない場合には無人航空機を飛行させようとする者に関する氏名及び住所の記載又は添付を省略することができる。

(2) 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項

- ・ 2-2-1 (2) 又は2-2-2 (2) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。

(3) 飛行の目的、日時、経路及び高度

- ・ 2-2-1 (3) 又は2-2-2 (3) に同じ。

(4) 飛行禁止空域を飛行させる理由又は法第132条の2第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

- ・ 2-2-1 (4) 又は2-2-2 (4) に同じ。

(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項

- ・ 2-2-1 (5) 又は2-2-2 (5) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略す

ることができる。

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

- ・ 2-2-1 (6) 又は 2-2-2 (6) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。

(7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

- ・ 2-2-1 (7) 又は 2-2-2 (7) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。

(8) その他参考となる事項

- ・ 2-2-1 (8) 又は 2-2-2 (8) に同じ。
- ・ 変更申請又は更新申請に関する現に有効な許可等の年月日及び番号を記載するとともに、当該許可書又は承認書の写しを添付すること。

3. 許可等の手続き

3-1 許可等の処分

許可等の際には、許可書又は承認書を交付するものとし、許可書又は承認書の作成にあたっては、別添の参考様式を参照すること。なお、電子メール、ファクシミリ又は電話による申請を受理した場合には、口頭により許可等の処分を行うことができる。口頭により許可等を行う場合には、速やかに申請者に対し許可書又は承認書を交付するものとする。

3-2 許可等の条件

- (1) 許可等を行うにあたっては、条件を付すことができるものとする。また、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことができるものとする。
- (2) 許可等を行った飛行について、飛行実績の報告を求めることができるものとする。

3-3 許可等の期間

一回の許可等の期間は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1年を限度として許可等を行うものとする。

3-4 申請内容に変更が生じた場合の取扱い

許可等を取得した後、申請内容に変更が生じた場合には、2-1に従って、改めて申請を行わせるものとする。ただし、ホームページ掲載無人航空機であって改造を行っていないものについて許可等を取得している場合で、新たに同一の製造者名、名称及び重量であるものを飛行させることとなったときは、当該無人航空機を識別することが可能な製造番号を報告させることで差し支えないものとする。

3-5 許可等を行った内容の公表

許可等を行った場合には、速やかに、次に掲げる事項を航空局ホームページに掲載するものとする。ただし、飛行の目的上、公表することにより申請者の業務等に支障が発生する場合は、この限りでない。

- ・飛行の主体者
- ・飛行の概要
- ・飛行の経路
- ・使用する無人航空機
- ・許可又は承認の事項
- ・許可又は承認の期間

4. 許可等に係る基本的な基準

受けようとする許可等の事項にかかわらず、次に掲げる基本的な基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

4-1 無人航空機の機能及び性能

4-1-1 全ての無人航空機

全ての無人航空機の機能及び性能について、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。
- (2) 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。
- (3) 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。
- (4) 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合には、上記(1)～(3)の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。
 - ・特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。
 - ・特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼航空機に限る。）、下降等）ができること。

- ・緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。
 - ・操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。
 - ・操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。
- (5) 自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には、上記(1)～(3)の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。
- ・自動操縦システム（自動操縦により飛行させるためのシステムをいう。以下同じ。）により、安定した離陸及び着陸ができること。
 - ・自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼航空機に限る。）、下降等）ができること。
 - ・あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。

4-1-2 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機

最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能及び性能について、4-1-1 に掲げる基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。

- (1) 想定される全ての運用に耐え得る堅牢性を有すること。
- (2) 機体を整備することにより 100 時間以上の飛行に耐え得る耐久性を有すること。
- (3) 機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないこと。
- (4) 発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散するおそれができる限り少ない構造であること。
- (5) 事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有すること。
- (6) 次表の想定される不具合モードに対し、適切なフェールセーフ機能を有すること。

想定される不具合モード		
通信系統	<ul style="list-style-type: none"> ・電波状況の悪化による通信不通 ・操縦装置の故障 ・他の操縦装置との混信 ・送受信機の故障 	
推進系統	発動機の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発動機の出力の低下又は停止 ・不時回転数上昇
	電動の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・モーターの回転数の減少又は停止 ・モーターの回転数上昇
電源系統	<ul style="list-style-type: none"> ・機体の主電源消失 	

	・操縦装置の主電源消失
自動制御系統	・制御計算機の故障

4-2 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力

無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力について、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 飛行を予定している無人航空機の種類（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船のいずれか）別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。

(2) 次に掲げる知識を有すること。

a) 航空法関係法令に関する知識（無人航空機に関する事項）

b) 安全飛行に関する知識

- ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）
- ・気象に関する知識
- ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等）
- ・取扱説明書に記載された日常点検項目
- ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目
- ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
- ・飛行形態に応じた追加基準

(3) 飛行させる無人航空機について、次に掲げる能力を有すること。

a) 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。

- ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）
- ・燃料又はバッテリーの残量確認
- ・通信系統及び推進系統の作動確認

b) 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合には、a)の能力に加えて、GPS（Global Positioning System）等による位置の安定機能を使用することなく、次に掲げる能力を有すること。

ア) 安定した離陸及び着陸ができること。

イ) 安定して次に掲げる飛行ができること。

- ・上昇
- ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼航空機に限る。）
- ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼航空機に限る。）
- ・前後移動
- ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）
- ・下降

c) 自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には、a)の能力に加えて、次に掲げる能力を有すること。

ア) 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。

イ) 自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。なお、操作介入が遠隔操作による場合には、b) の能力を有すること。

4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

4-3-1 次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

(1) 第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。

(2) 飛行前に、気象(仕様上設定された飛行可能な風速等)、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。

また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報(飛行日時、飛行範囲、飛行高度等)を飛行情報共有システム(国土交通省が整備したインターネットを利用し無人航空機の飛行予定の情報等を関係者間で共有するシステムをいう。)で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力すること。ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合、または専ら公益を図る目的での飛行であって、飛行予定を秘匿する特段の必要性が存し、飛行予定の情報共有により無人航空機を飛行させる者の正当な業務に著しい支障が発生すると認められる場合は、この限りでない。なお、この場合においては、国土交通省航空局安全部安全企画課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことに鑑み、当該無人航空機を飛行させる者において特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努めること。

(3) 取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。

(4) 多数の者の集合する場所(5-6で規定する場所を除く。)の上空を飛行することが判明した場合には即時に飛行を中止すること。ただし、5-6と同様の安全上の措置を講じている場合は、この限りでない。

(5) アルコール又は薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。

(6) 飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。

(7) 飛行中の航空機を確認し、衝突のおそれがあると認められる場合には、地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

(8) 飛行中の他の無人航空機を確認したときは、当該無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。その他衝突のおそれがあると認められる場合は、地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

(9) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼす

ような飛行を行わないこと。

- (10) 物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。
- (11) 飛行目的によりやむを得ない場合を除き、視界上不良な気象状態においては飛行させないこと。
- (12) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成すること。ただし、点検・整備記録の作成について、趣味目的の場合は、この限りでない。
- (13) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録すること。ただし、趣味目的の場合は、この限りでない。
- ・ 飛行年月日
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の氏名
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 飛行の概要（飛行目的及び内容）
 - ・ 離陸場所及び離陸時刻
 - ・ 着陸場所及び着陸時刻
 - ・ 飛行時間
 - ・ 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の署名
- (14) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行うこと。
- ・ 無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
 - ・ 無人航空機を飛行させた者の氏名
 - ・ 事故等の発生した日時及び場所
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 無人航空機の事故等の概要
 - ・ その他参考となる事項
- (15) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。
- (16) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、この限りでない。なお、この場合であっても、許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関から問われた際に許可等の年月

日及び番号を回答できるようにしておくこと。

4-3-2 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制を維持するため、次に掲げる事項等を記載した飛行マニュアルを作成すること。

(1) 無人航空機の点検・整備

4-1及び5. に掲げる無人航空機の機能及び性能に関する基準に適合した状態を維持するため、次に掲げる事項に留意して、機体の点検・整備の方法を記載すること。

a) 機体の点検・整備の方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 定期的又は日常的な点検・整備の項目
 - ・ 点検・整備の時期
- 等

b) 機体の点検・整備の記録の作成方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 点検・整備記録の作成手順
 - ・ 点検・整備記録の様式
- 等

(2) 無人航空機を飛行させる者の訓練

4-2及び5. に掲げる無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力を確保・維持するため、次に掲げる事項に留意して、無人航空機を飛行させる者の訓練方法等を記載すること。

a) 知識及び能力を習得するための訓練方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 4-2に掲げる基本的な飛行経歴、知識及び能力並びに5. に掲げる飛行形態に応じた能力を習得するための訓練方法
 - ・ 業務のために、無人航空機を飛行させるために適切な能力を有しているかどうかを確認するための方法
- 等

b) 能力を維持させるための方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 日常的な訓練の内容
- 等

c) 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 飛行記録の作成手順
 - ・ 飛行記録の様式
 - ・ 記録の管理方法
- 等

d) 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(3) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

次に掲げる事項に留意して、安全を確保するために必要な体制を記載すること。

a) 飛行前の安全確認の方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 気象状況の確認項目及び手順
- ・ 機体の状態の確認項目及び手順 等

b) 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 安全飛行管理者の選定
- ・ 飛行形態に応じた補助者の役割分担及び配置数
- ・ 補助者の選定方法
- ・ 緊急時の連絡体制 等

c) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案といった非常時の対応及び連絡体制

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 非常時の連絡体制
- ・ 最寄りの警察及び消防機関の連絡先
- ・ 報告を行う国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所の連絡先 等

5. 飛行形態に応じた追加基準

法第 132 条各号に掲げる空域での飛行又は法第 132 条の 2 第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準のうち当該飛行に係る追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。

5-1 1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から 150m以上の高さの空域における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。また、1号告示空域（進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域に限る。）であって、飛行を行う空域が国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空に該当する場合には、

次に掲げる基準に加え、5-2に掲げる基準も適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条第1号関係)

(1) 機体について、航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。

(2) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 1号告示空域における飛行の場合

ア) 進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

イ) ア) 以外の空域の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者等との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

b) その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間

帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者等との調整を図り、了解を得ること。

- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

c) 地表又は水面から 150m以上の高さの空域における飛行の場合

- ・空域を管轄する関係機関から当該飛行について了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、関係機関と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

(3) その他

1号告示空域（進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域は除く。）、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から 150m以上の高さの空域における飛行の申請を行った場合には、航空情報の発行手続きが必要であるため、以下の対応を行う体制を構築すること。

- ・飛行を行う日の前日までに、その飛行内容について飛行する場所を管轄する空港事務所長等（以下「管轄事務所長等」という。）へ、以下の項目を通知すること。なお、予め管轄事務所長等から通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。
 - a) 飛行日時：飛行の開始日時及び終了日時
 - b) 飛行経路：緯度経度（世界測地系）及び地名（都道府県名及び市町村名）
 - c) 飛行高度：下限及び上限の海拔高度
 - d) 機体数：同時に飛行させる無人航空機の最大機数
 - e) 機体諸元：無人航空機の種類、重量、寸法、色 等
- ・日時及び空域を確定させて申請し許可を取得した場合には、申請内容に応じて航空情報を発行することとするため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄事務所長等に対し、その旨通知すること。

5-2 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条第2号関係)

(1) 無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

当該構造の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等

b) 無人航空機を飛行させる者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

(2) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 飛行を継続するための高い信頼性のある設計及び飛行の継続が困難となった場合に機体が直ちに落下することのない安全機能を有する設計がなされていること。

当該設計の例は、以下のとおり。

- ・バッテリーが並列化されていること、自動的に切替え可能な予備バッテリーを装備すること又は地上の安定電源から有線により電力が供給されていること。
- ・GPS等の受信が機能しなくなった場合に、その機能が復帰するまで空

中における位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS等以外により位置情報を取得できる機能を有すること。

- ・不測の事態が発生した際に、機体が直ちに落下することがないように、安定した飛行に必要な最低限の数より多くのプロペラ及びモーターを有すること、パラシュートを展開する機能を有すること又は機体が十分な浮力を有する気囊等を有すること 等

イ) 飛行させようとする空域を限定させる機能を有すること。

当該機能の例は、以下のとおり。

- ・飛行範囲を制限する機能（ジオ・フェンス機能）
- ・飛行範囲を制限する係留装置を有していること 等

ウ) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

当該構造の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等

b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。

ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日までの間に、1時間以上の飛行を行った経験を有すること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
- ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者を適切に配置すること。

(3) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、航空機に相当する耐空性能を有すること。

当該性能の例は、以下のとおり。

- ・規則附属書第1において規定される耐空類別がN類に相当する耐空性能

b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

- ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。
- イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。
- ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日までの間に、1時間以上の飛行を行った経験を有すること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
- ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者を適切に配置すること。

5-3 夜間飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第5号関係)

(1) 機体について、無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合は、この限りでない。

(2) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。
- ・必要な能力を有していない場合には、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあつて第三者が立ち入らないよう措置された場所において、夜間飛行の訓練を実施すること。

- (3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。
- ・日中、飛行させようとする経路及びその周辺の障害物件等を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。
 - ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
 - ・離着陸を予定している場所が照明の設置等により明確になっていること。

5-4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(法第132条の2第6号関係)

(1) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。

b) 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。

c) 不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。
当該機能の例は、以下のとおり。

- ・電波断絶の場合に、離陸地点まで自動的に戻る機能（自動帰還機能）又は電波が復帰するまで空中で位置を維持する機能
- ・GPS等の電波に異常が見られる場合に、その機能が復帰するまで空中で位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS等以外により位置情報を取得できる機能
- ・電池の電圧、容量又は温度等に異常が発生した場合に、発煙及び発火を防止する機能並びに離陸地点まで自動的に戻る機能若しくは安全な自動着陸を可能とする機能 等

d) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、a)～c)の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。

ア) 航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。

イ) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により飛行経路全体の航空機の状況を常に確認できること。ただし、5-4(3)c)キ)に示す方法

により航空機の確認を行う場合は、この限りでない。

ウ) 第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有すること。ただし、5-4(3)c)オ)に示す方法により立入管理区画を設定した場合で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(i) 5-4(3)c)カ)に示す方法により第三者が立ち入らないための対策を行う場合。

(ii) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に監視できる場合。

エ) 地上において、無人航空機の針路、姿勢、高度、速度及び周辺の気象状況等を把握できること。

無人航空機周辺の気象状況等の把握の例は、以下のとおり。

- ・ 無人航空機の制御計算機等で気象諸元を計測又は算出している場合はその状況を操縦装置等に表示する。
- ・ 飛行経路周辺の地上に気象プローブ等を設置し、その状況を操縦装置等に表示する。 等

オ) 地上において、計画上の飛行経路と飛行中の機体の位置の差を把握できること。

カ) 想定される運用により、十分な飛行実績を有すること。なお、この実績は、機体の初期故障期間を超えたものであること。

(2) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

a) モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができること。

b) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、a)の能力に加えて、遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技による教育訓練を少なくとも10時間以上受けていること。

当該訓練の例は、以下のとおり。

- ・ 飛行中に、カメラ等からの情報により、飛行経路直下又はその周辺における第三者の有無等、異常状態を適切に評価できること。
- ・ 把握した異常状態に対し、現在の飛行地点(飛行フェーズ、周辺の地形、構造物の有無)や機体の状況(性能、不具合の有無)を踏まえて最も安全な運航方法を迅速に判断できること。

・判断した方法により遠隔から適切に操作できること。

c) 必要な能力を有していない場合には、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあつて第三者が立ち入らないよう措置された場所において、目視外飛行の訓練を実施すること。

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。

b) 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。ただし、c) に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

c) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 飛行経路には第三者が存在する可能性が低い場所*を設定すること。ただし、飛行経路を設定する上でやむを得ない場合には、幹線道路・鉄道や都市部以外の交通量が少ない道路・鉄道を横断する飛行（道路・鉄道の管理者が主体的又は協力して飛行させる場合は、この限りでない。）及び人又は家屋の密集している地域以外の家屋上空における離着陸時等の一時的な飛行に限り可能とする。

※第三者が存在する可能性が低い場所は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地、ゴルフ場又はこれらに類するもの。

イ) 1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行わないこと。

ウ) 全ての飛行経路において飛行中に不測の事態（機体の異常、飛行経路周辺への第三者の立ち入り、航空機の接近、運用限界を超える気象等）が発生した場合に、付近の適切な場所に安全に着陸させる等の緊急時の実施手順を定めるとともに、第三者及び物件に危害を与えずに着陸ができる場所を予め選定すること。

エ) 飛行前に、飛行させようとする経路及びその周辺について、不測の事態が発生した際に適切に安全上の措置を講じることができる状態であることを現場確認すること。

オ) 飛行範囲の外周から製造者等が保証した落下距離（飛行の高度及び使用する機体に基づき、当該使用する機体が飛行する地点から当該機体が落下する地点までの距離として算定されるものをいう。）の範囲内を立入管理区画（第三者の立ち入りを管理する区画をいう。）とし、ア) に示す飛行経路の設定基準を準用して設定すること。ただし、5-4 (1) d) ウ) に示す第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有する場合は、この限りでない。

カ) 立入管理区画を設定した場合は、当該立入管理区画に立看板等を設置するとともに、インターネットやポスター等により、問い合わせ先を明示した上で上空を無人航空機が飛行することを第三者に対して周知するなど、当該立入管理区画の性質に応じて、飛行中に第三者が立ち入らないための対策を行うこと。また、当該立入管理区画に道路、鉄道、家屋等、第三者が存在する可能性を排除できない場所が含まれる場合には、追加の第三者の立入管理方法を講じること。ただし、5-4 (1) d) ウ) (ii) に示す方法により第三者の立ち入りの有無を常に監視できる場合は、この限りでない。

キ) 航空機の確認について、次に掲げる基準に適合すること。ただし、5-4 (1) d) イ) に示す方法により航空機の状況を常に確認できる場合は、この限りでない。

- ・飛行前に、飛行経路及びその周辺に係る航空機の運航者（救急医療用ヘリコプターの運航者、警察庁、都道府県警察、地方公共団体の消防機関等）に対し飛行予定を周知するとともに、航空機の飛行の安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、無人航空機を飛行させる者への連絡を依頼すること。
- ・航空機の飛行の安全に影響を及ぼす可能性がある場合には、飛行の中止又は飛行計画（飛行日時、飛行経路、飛行高度等）の変更等の安全措置を講じること。
- ・飛行経路を図示した地図、飛行日時、飛行高度、連絡先、その他飛行に関する情報をインターネット等により公表すること。

(4) その他

5-4 (1) d) イ) に示す方法により航空機の状況を常に確認できない場合は、航空情報の発行手続きが必要であるため、以下の対応を行う体制を構築すること。

- ・飛行を行う日の1開庁日前までに、その飛行内容について、飛行する場所を管轄する地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）へ、以下の項目を通知すること。なお、予め管轄地方航空局長から通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。

- a) 飛行日時：飛行の開始日時及び終了日時
 - b) 飛行経路：緯度経度（世界測地系）及び地名（都道府県名及び市町村名）
 - c) 飛行高度：下限及び上限の海拔高度
 - d) 機体数：同時に飛行させる無人航空機の最大機数
 - e) 機体諸元：無人航空機の種類、重量、寸法、色 等
 - f) 問い合わせ先：無人航空機を飛行させる者の連絡先
- ・日時及び空域を確定させて申請し許可を取得した場合には、申請内容に応じて航空情報を発行することとするため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄地方航空局長に対し、その旨通知すること。

5-5 地上又は水上の人又は物件との間に 30mの距離を保てない飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第 132 条の 2 第 7 号関係）

(1) 無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

当該構造の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等

b) 無人航空機を飛行させる者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

(2) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

- a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。
- ア) 飛行を継続するための高い信頼性のある設計及び飛行の継続が困難となった場合に機体が直ちに落下することのない安全機能を有する設計がなされていること。
- 当該設計の例は、以下のとおり。
- ・バッテリーが並列化されていること、自動的に切替え可能な予備バッテリーを装備すること又は地上の安定電源から有線により電力が供給されていること。
 - ・GPS等の受信が機能しなくなった場合に、その機能が復帰するまで空中における位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS等以外により位置情報を取得できる機能を有すること。
 - ・不測の事態が発生した際に、機体が直ちに落下することがないように、安定した飛行に必要な最低限の数より多くのプロペラ及びモーターを有すること、パラシュートを展開する機能を有すること又は機体が十分な浮力を有する気囊等を有すること。等
- イ) 飛行させようとする空域を限定させる機能を有すること。
- 当該機能の例は、以下のとおり。
- ・飛行範囲を制限する機能（ジオ・フェンス機能）
 - ・飛行範囲を制限する係留装置を有していること 等
- ウ) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。
- 当該構造の例は、以下のとおり。
- ・プロペラガード
 - ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等
- b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。
- ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。
- イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。
- ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日までの間に、1時間以上の飛行を行った経験を有すること。
- c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。
- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
 - ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。

- ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
- ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者を適切に配置すること。

(3) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、航空機に相当する耐空性能に有すること。

当該性能の例は、以下のとおり。

- ・規則附属書第 1 において規定される耐空類別が N 類に相当する耐空性能

b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。

ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって 90 日までの間に、1 時間以上の飛行を行った経験を有すること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
- ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者を適切に配置すること。

5-6 多数の者の集合する催し場所の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第 132 条の 2 第 8 号関係)

(1) 無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、催し場所上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合

において、次に掲げる基準に適合すること。ただし、a) 並びに c) エ)、オ) 及びカ) の基準については、機体に飛行範囲を制限するための係留装置を装着している場合、第三者に対する危害を防止するためのネットを設置している場合又は製造者等が落下距離（飛行の高度及び使用する機体に基づき、当該使用する機体が飛行する地点から当該機体が落下する地点までの距離として算定されるものをいう。5-6（エ）の表において同じ。）を保証し、飛行範囲の外周から当該落下距離以内の範囲を立入禁止区画（第三者の立入を禁止する区画をいう。5-6（エ）の表において同じ。）として設定している場合等は、この限りでない。

a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

当該構造の例は、以下のとおり。

・プロペラガード

・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等

イ) 想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。

b) 無人航空機を飛行させる者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。

イ) 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。

ウ) 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

エ) 催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、次表に示す立入禁止区画を設定すること。

飛行の高度	立入禁止区画
20m未満	飛行範囲の外周から30m以内の範囲
20m以上50m未満	飛行範囲の外周から40m以内の範囲
50m以上100m未満	飛行範囲の外周から60m以内の範囲
100m以上150m未満	飛行範囲の外周から70m以内の範囲
150m以上	飛行範囲の外周から落下距離（当該距離が70m未満の場合にあっては、70mとする。）以内の範囲

オ) 風速 5 m/s 以上の場合には、飛行を行わないこと。

カ) 飛行速度と風速の和が 7 m/s 以上となる場合には、飛行を行わないこと。

(2) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 飛行を継続するための高い信頼性のある設計及び飛行の継続が困難となった場合に機体が直ちに落下することのない安全機能を有する設計がなされていること。

当該設計の例は、以下のとおり。

- ・バッテリーが並列化されていること、自動的な切替え可能な予備バッテリーを装備すること又は地上の安定電源から有線により電力が供給されていること。
- ・GPS等の受信が機能しなくなった場合に、その機能が復帰するまで空中における位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能又はGPS等以外により位置情報を取得できる機能を有すること。
- ・不測の事態が発生した際に、機体が直ちに落下することがないように、安定した飛行に必要な最低限の数より多くのプロペラ及びモーターを有すること、パラシュートを展開する機能を有すること又は機体が十分な浮力を有する気囊等を有すること 等

イ) 飛行させようとする空域を限定させる機能を有すること。

当該機能の例は、以下のとおり。

- ・飛行範囲を制限する機能（ジオ・フェンス機能）
- ・飛行範囲を制限する係留装置を有していること 等

ウ) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

当該構造の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着 等

b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。

ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって 90 日までの間に、1 時間以上の飛行を行った経験を有すること。

- c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。
- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
 - ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
 - ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
 - ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者を適切に配置すること。
 - ・催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、観客、機材等から適切な距離を保って飛行させること。

(3) (1) にかかわらず、やむを得ず、第三者の上空で最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、航空機に相当する耐空性能を有すること。

当該性能の例は、以下のとおり。

- ・規則附属書第 1 において規定される耐空類別が N 類に相当する耐空性能

b) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。

イ) 飛行の継続が困難になるなど、不測の事態が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させるための対処方法に関する知識を有し、適切に対応できること。

ウ) 最近の飛行の経験として、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって 90 日までの間に、1 時間以上の飛行を行った経験を有すること。

c) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、できる限り、第三者の上空を飛行させないような経路を特定すること。
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路周辺には、上空で無人航空機が飛行していることを第三者に注意喚起する補助者を配置すること。
- ・不測の事態が発生した際に、第三者の避難誘導等を行うことができる補助者

を適切に配置すること。

- ・催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、観客、機材等から適切な距離を保って飛行させること。

5－7 危険物の輸送を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の2第9号関係）

- (1) 機体について、危険物の輸送に適した装備が備えられていること。
- (2) 無人航空機を飛行させる者について、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること。
- (3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・真に必要と認められる飛行であること。
 - ・飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定すること。
 - ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
 - ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

5－8 物件投下を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の2第10号関係）

- (1) 機体について、不用意に物件を投下する機構でないこと。
- (2) 無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができること。
 - ・必要な実績及び能力を有していない場合には、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあつて第三者が立ち入らないよう措置された場所において、物件投下の訓練を実施すること。
- (3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・物件を投下しようとする場所に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・物件を投下しようとする場所に、第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

6. その他

この要領を実施するために必要な細目的事項については、運航安全課長又は航空機安全課長が別に定める。

附則（平成 27 年 11 月 17 日 国空航第 684 号、国空機第 923 号）

この審査要領は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 31 日 国空航第 11612 号、国空機第 9879 号）

この審査要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 1 月 9 日 国空航第 1783 号、国空機第 1897 号）

この審査要領は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。

附則（平成 30 年 1 月 31 日 国空航第 1896 号、国空機第 2030 号）

この審査要領は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 9 月 14 日 国空航第 951 号、国空機第 619 号）

この審査要領は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。

附則（令和元年 7 月 26 日 国空安企第 98 号、国空航第 794 号、国空機第 494 号）

この審査要領は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附則（令和元年 8 月 23 日 国空安企第 131 号、国空航第 1009 号、国空機第 633 号）

1 この審査要領は、令和元年 9 月 18 日から施行する。

2 施行前に改正前の法第 132 条の 2 ただし書の規定により受けた同条第 1 号から第 6 号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、改正後の法第 132 条の 2 ただし書の規定により受けた同条第 5 号から第 10 号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認とみなす。

3 施行の際現にされている改正前の法第 132 条の 2 ただし書の規定による同条第 1 号から第 6 号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請は、改正後の法第 132 条の 2 ただし書の規定による同条第 5 号から第 10 号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請とみなす。

(様式1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

新規 更新^{※1} 変更^{※2}

殿

氏名又は名称
及び住所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

印

航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等			
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> その他（				）
飛行の日時 ^{※3}					
飛行の経路 ^{※4} (飛行の場所)					
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m	
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第132条関係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称)			
		<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称)			
		<input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域			
		<input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空			
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】			

飛行の方法 (第132条 の2関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下
	【第132条の2第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(次頁に続く)

無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の機能及び性能に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり ^{※5} 。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： <input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。

(次頁に続く)

備 考	<p>【緊急連絡先】</p> <p>担当者 ：</p> <p>電話番号 ：</p>
-----	---

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行
 - ・補助者を配置しない目視外飛行
 - ・催し場所の上空の飛行
 - ・趣味目的での飛行
- ※5 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名		名称	
重量 ^{※1}		製造番号等	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→改造概要及び3. を記載)

改 造 概 要

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
遠隔操作の機体 ^{※2}	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体 ^{※3}	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

※1 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

※2 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

※3 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者 : ○○ ○○

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
能力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	遠隔操作の機体※1 GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	遠隔操作の機体※1 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	自動操縦の機体※2 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
自動操縦の機体※2	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否

※1 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

消 防 広 第 85 号
平成 31 年 4 月 5 日

関係各都道府県防災主管課長

殿

各 消 防 防 災 航 空 隊 長

消防庁広域応援室長

「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）」の制定に係る対応について

国土交通省航空局安全部運航安全課（以下「国土交通省」という。）では、日本国内定期航空運送事業者における飲酒に関する不適切事案を踏まえ、平成 30 年 11 月に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、同年 12 月に中間とりまとめとして操縦士の飲酒に関する基準等（以下「中間とりまとめ」という。）について公表したところです。

今般、国土交通省は、中間とりまとめを踏まえ、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 70 条の運用に係る通達（以下「航空局長通達」という。）の発出及び運航規程審査要領細則の改正等を行い、消防庁に対して消防機関における飲酒対策の徹底を求めているところです。

今回の改正は、航空法第 69 条に定める航空機乗組員を対象とするものと航空法第 102 条に定める本邦航空運送事業者を対象とするものとに分かれています。消防防災航空隊は、本邦航空運送事業者には該当しませんが、消防防災航空隊の公共性・運航の安全性を踏まえると、本邦航空運送事業者に求められる内容に準じた対応をとる必要があります。

ついては、消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部におかれましては、下記に示す内容について徹底していただき、消防防災航空隊の適切な運営を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）

航空局長通達により、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体の体内アルコール濃度等が明確にされました。

（1）原則

酒精飲料による身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコール

を保有する状態で航空業務を行わないこと。（※）

※ 体内にアルコールを呼気1リットルにつき0.09ミリグラム未満（（2）ア参照）であっても、アルコールを保有する状態で航空業務を行った場合は、技能証明の取消し等の処分の対象となるおそれがある。

なお、アルコール検知器協議会によると、アルコール検知器については、検知誤差や空气中及び口腔内のアルコールの影響を考慮し、呼気中アルコールを検知する閾値（例えば0.05 mg/l以上）が設定されている。

（2）航空法第70条の目安となる体内アルコール濃度等

次のいずれかに掲げる場合に該当する航空機乗組員は、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態であり、航空業務を行わないこと。

ア 身体に血液1リットルにつき0.2グラム以上又は呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合（※）

イ 前アの規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められる場合

※ 基準値以上のアルコール濃度で航空業務を行うと航空法違反による罰則（一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金）の対象となる。

2 消防防災航空隊における航空機乗組員以外の取扱いについて

消防防災ヘリコプターを用いた各種消防活動（災害活動、訓練、調査飛行等）（以下「航空消防活動」という。）は、地上への降下、ホイス操作等を伴い、消防防災航空隊に配置されている者（運航受託業者から派遣される者を含む）で消防防災航空隊が運航する航空機に乗り組み、航空消防活動に従事するもの（以下「救助員等」という。）による誤操作や判断ミスは墜落等重大な事故につながり易い特性がある。消防防災ヘリコプターの運航の安全性を確保するため、救助員等についても、前1に掲げる場合に該当するときは、航空消防活動に従事しないこと。

3 飲酒後の航空業務及び航空消防活動への従事制限について

航空機乗組員及び救助員等は、飲酒後8時間以内に航空業務及び航空消防活動を行ってはならないこと。

4 アルコール検査について

航空機乗組員及び救助員等は、勤務開始前に別紙に示す要領によりアルコール検査を行うこと。

なお、消防防災ヘリコプターの運行形態及び消防防災航空隊で使用される消防防災ヘリコプターの構造を考慮して、勤務中における飲酒は想定し難いことから、乗務後のアルコール検査は要しないものとする。

5 アルコールに関する教育について

検討会がとりまとめた内容（参考資料参照）を十分に反映させた教育を、航空機乗組員、救

助員等のほか、消防防災航空隊の運航責任者を含めた飲酒対策に関連する全ての職員に対し、定期的に実施すること。

6 消防防災ヘリコプターの運航に関する規程等への反映

1 から 5 までに掲げる内容を、各消防防災航空隊で定める消防防災ヘリコプターの運航に関する規程等へ反映させること。

7 その他

- (1) 前 1 から 3 まで及び 6 に掲げる内容を速やかに実施すること。
- (2) 前 4 及び 5 に掲げる内容を実施するための準備（アルコール検知器の調達等）を速やかに行い、当該準備が整い次第、順次実施すること。
- (3) 国土交通省では、整備従事者及び運航管理者等に対しての飲酒に係る基準等を策定する予定である。国土交通省における検討状況を踏まえ、対応について別途通知する。

8 参考資料

- (1) 「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）」の制定について（平成 31 年 1 月 31 日国空航第 2278 号国土交通省航空局安全部運航安全課長）
- (2) 操縦士の飲酒に関する基準について（中間とりまとめ）（平成 30 年 12 月 25 日航空従事者の飲酒に関する基準検討会）
- (3) 飲酒に関する基礎教育資料（定期航空協会及び一般財団法人航空医学研究センター作成、国土交通省航空局監修）

[担当]

消防庁広域応援室航空係 中道 殿谷

【電 話】 03-5253-7527(直通)

【F A X】 03-5253-7537

【E-mail】 h.tonoya@soumu.go.jp

別紙

消防防災航空隊 航空機乗組員及び救助員等のアルコール検査実施要領

1 検査方法

- (1) 航空機乗組員及び救助員等は、アルコール検知器を使用し、当日の勤務開始前にアルコール検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること（※1）。
- (2) 検査にあたり、不正（なりすまし、すり抜け等）を防止するため、原則、航空機乗組員及び救助員等以外で、アルコール検査に関し必要な教育を受け、消防防災航空隊の運航責任者が適切と認めた者が立ち会い、検査が適切に行われていることを確認すること。
※1 機器が表示する下限値及び計測方法（やり直し回数等）は、機器製造事業者が機器の誤差や口中・空気中のアルコール成分の影響を考慮し呼気中のアルコール濃度が正確に検知できると定める下限値及び計測方法とすることができる。

2 検査結果の記録及び保存

アルコール検査の結果（日時、測定者及び立ち会い者の氏名、測定値等）についての記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

3 アルコール検知器

検査に使用するアルコール検知器は以下の使用を満たすこと。

- (1) 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し、数値を表示できること。
- (2) 表示するアルコール濃度の数値の単位は、0.01 mg/l 以下であること。
- (3) 使用するアルコール検知器は、製造事業者の定めに従い適切に管理・運用されているものであること。

以上